

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜多 正敏

1 日時

平成 24 年 7 月 5 日（木曜日）

午前 10 時開会、午後 16 時 34 分散会

（休憩 10：16～10：18、10：43～10：45、10：53～10：55、11：57～13：01、
15：13～15：14、15：16～16：32）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

喜多正敏委員長、後藤完副委員長、及川幸子委員、関根敏伸委員、岩渕誠委員、
樋下正信委員、神崎浩之委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

葛西担当書記、菊地担当書記、千田併任書記、菊池併任書記、三田地併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、津軽石環境生活企画室特命参事、
伊勢環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
玉懸環境保全課総括課長、大泉資源循環推進課総括課長、
小野寺自然保護課総括課長、千葉青少年・男女共同参画課総括課長、
小向県民くらしの安全課総括課長、岩井県民くらしの安全課食の安全安心課長、
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、高橋県民くらしの安全課消費生活課長、
中村廃棄物特別対策室再生・整備課長、松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長

(2) 保健福祉部

小田島保健福祉部長、浅沼保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、
菅原医務担当技監、川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、
野原医療推進課総括課長、藤原健康国保課総括課長、岡村地域福祉課総括課長、
鈴木長寿社会課総括課長、千田障がい保健福祉課総括課長、
菅野児童家庭課総括課長、今野医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

遠藤医療局長、佐々木医療局次長、熊谷経営管理課総括課長、
菊池職員課総括課長、佐藤医事企画課総括課長、菅原業務支援課総括課長、
川上医師支援推進室長、千葉医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

10人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

イ 受理番号第37号 岩手県民の命と暮らしを守るための請願

ウ 受理番号第39号 放射能汚染対策を求める請願

(議案)

ア 議案第2号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第10号 岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第31号 「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法(仮称)の法律制定を求める請願

イ 受理番号第32号 岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第2号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

イ 議案第9号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第45号 被災者の医療費免除の期限延長を求める請願

イ 受理番号第46号 医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願

ウ 受理番号第47号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願

(3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**喜多正敏委員長** おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。

工藤環境生活部長から環境生活部の新任の方を御紹介願います。

○**工藤環境生活部長** おはようございます。6月15日付で環境生活部環境生活企画室の特命参事に就任いたしました津軽石昭彦です。

主といたしまして瓦れきの処理でありますとか、汚染された廃棄物の処理など環境生活部の重要課題について担っていただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○**喜多正敏委員長** 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願については、当環境福祉委員会のほか総務委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて総務委員会との協議が必要になる可能性があるため、総務委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

また、受理番号第37号岩手県民の命と暮らしを守るための請願については、ただいま申し上げた2件の請願と関連がありますので、あわせて審査を行うこととしたいと考えますので、御了承願います。

それでは、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、受理番号第37号岩手県民の命と暮らしを守るための請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、受理番号第4号については請願項目のうち1(2)、3及び4、受理番号第37号については請願項目1、受理番号第39号については請願項目のうち3、4の(1)及び4の(2)でありますので、御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○**高橋温暖化・エネルギー対策課長** それでは、お手元に配付してございます環境福祉委員会資料1、国のエネルギー政策と原子力の稼働状況等についてにより御説明をいたします。

なお、説明に当たりましては下線を引いております追加修正した箇所につきまして御説明をしたいと思っております。

それでは、資料を開いていただきまして、2ページ目でございます。スケジュールの③でございます。革新的エネルギー・環境戦略の確定時期につきましては、これまで平成24年の夏ごろとされておりましたけれども、8月というふうな形で明示されております。

次に、3ページ目でございます。エネルギー・環境に関する選択肢が6月29日におきまして示されておりました。これについて説明をいたしたいと思っております。まず、原発依存度に応じて三つのシナリオが用意されております。ゼロシナリオ、15シナリオ、20～25シナリオというふうな形で提示されております。また、それに伴う電源構成、省エネルギー量、エネルギーの安全保障や地球温暖化問題、コストなどを比較検証するための試算がそれぞれ示されているところでございます。

なお、ゼロシナリオ中、追加対策前、追加対策後というような表記がございますけれども、これにつきましては表の下の※印に記載しておりますけれども、追加対策後についてはより踏み込んだ制度改革等により再生可能エネルギー約35パーセントを目指すというような場合ということでの違いでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、まず電源構成でございますけれども、原発依存度についてはこのとおりゼロパーセント、15パーセント、20パーセントから25パーセントとなっております。

再生可能エネルギーにつきましては拡大の方向でございます、それぞれ追加対策前後で30パーセントなり35パーセント、次に15シナリオの場合は30パーセントになっております。20～25シナリオの場合は30パーセントから25パーセントというふうな形でございます。

また、火力につきましてはそれぞれのシナリオに応じて50パーセントから70パーセントというふうな形での試算がされております。

また、省エネルギー量につきましては、それぞれのシナリオの中でも余り変動がないような形になっております。

また、安全保障その他の欄でございますけれども、化石燃料輸入額につきましてはそれぞれそのシナリオに応じて低減するような形になっておりますし、また発電コスト、系統対策コストについてもそれぞれ発電コスト等の単価が低減する形になっておりますし、系統対策コストも同様な形になります。

また、中段にございますけれども、温室効果ガス排出量（1990年比）でございますけれども、これについてはゼロシナリオについては16パーセント、15シナリオでは23パーセントとなって、原発の低減が20～25シナリオの場合については温室効果ガス排出量が25パーセントというふうな形の試算が示されております。

次に、原子力発電所の稼働状況等でございます。一番下のほうの※印でございますが、再稼働に向けた動きについて説明いたします。関西電力株式会社大飯原発3、4号機につきましては、政府において6月16日の関係閣僚会合で再稼働を正式に決定しております。3号機については、7月1日午後9時に原子炉が起動してございますし、送電開始につきましては7月5日午前7時に送電開始というふうな形になっております。

す。

次のページ、4ページ目をお開きいただきたいと思います。原子力発電所の規制組織の関係でございます。原子力規制委員会設置法がさきの6月20日の参議院の本会議で可決、成立をしております。委員5人の人選がこれから進められるというふうな形でございます。一番最後の段でございますけれども、政府におきましては今国会中に委員の人選を行いまして、9月までに原子力規制委員会を発足させる予定というふうになっております。

次に、設置法の骨子でございます。下のほうのイメージ図をごらんいただきたいと思います。現状におきましては、それぞれ文部科学省、内閣府、経済産業省、あと独立行政法人原子力安全基盤機構の4者の中でそれぞれ担われている部分が今回の組織の立ち上げによりまして、一元的に原子力安全規制を担うような形で原子力規制委員会が設置されることとなります。環境省のもとに独立性の高い3条委員会として組織されるものでございまして、その事務局として原子力規制庁が設置されることとなっております。

内容的には、一番下の2段目でございますけれども、原子炉運転の期間を原則40年に制限等々のことも規定をされているところでございます。また、緊急時の原発対応につきましてはこの原子力規制委員会が判断をするというふうな形になっております。以上でございます。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑はないようでありますので、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 採択。

○及川幸子委員 継続。

○喜多正敏委員長 本請願については継続と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第37号岩手県民の命と暮らしを守るための請願の取り扱いについてはいかがいたしますか。

○関根敏伸委員 継続。

○飯澤匡委員 採択。

○樋下正信委員 さっきなんて言いましたっけ。

○喜多正敏委員長 受理番号第 37 号です。

○樋下正信委員 第 37 号ですね。

○及川幸子委員 継続。

○樋下正信委員 採択。

○喜多正敏委員長 本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第 14 第 1 項の規定により委員長において本案件に対する可否を決定いたします。

本案件については、委員長は継続とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第 39 号放射能汚染対策を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○木村幸弘委員 採択。

○喜多正敏委員長 受理番号第 39 号であります。

○及川幸子委員 継続。

○樋下正信委員 継続。

○喜多正敏委員長 継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務委員会においては、受理番号第 3 号、第 36 号及び第 38 号の請願はすべて継続審査に決定したとのことでありますので、お知らせいたします。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第 2 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 4 款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 それでは、環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 4 ページをお開き願います。議案第 2 号平成 24 年度一般会計補正予算（第 2 号）のうち環境生活部の補正予算は 4 款衛生費、2 項環境衛生費の 2 億 1,849 万 6,000

円の増額補正であります。この補正によりまして環境生活部関係の予算総額は 1,199 億 8,559 万 7,000 円となるものであります。補正予算の内容につきましては、議案（その 2）の附属資料であります予算に関する説明書（平成 24 年度）により御説明申し上げます。平成 23 年度と平成 24 年度がございますので、平成 24 年度のほうをお願いいたします。

それでは、お手元の予算に関する説明書（平成 24 年度）の 19 ページをお開き願います。4 款衛生費、2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費の内容は、右側説明欄記載の被災家屋等太陽光発電設備導入費補助の 2 億 1,849 万 6,000 円で、東日本大震災津波復興基金を活用し、被災された方々が家屋の新築や修繕にあわせて災害等の停電時においても一定の電力を供給できる太陽光発電システムを設置する場合に導入に要する経費の一部を補助しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 10 号岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○玉懸環境保全課総括課長 議案第 10 号岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案（その 3）の 38 ページをお開き願います。便宜、お手元に配付させていただいております資料 2 の岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。条例に基づく環境影響評価手続につきましては、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続と同様に事業着手までおおむね 3 年程度かかることから、東日本大震災津波による被災地の迅速な復興を図るため、被災地において実施される災害からの復興に資する事業につきましては環境影響評価の規定の適用を除外しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。東日本大震災津波による災害からの復興

に資する事業であって、規則で定める土地区画整理事業、住宅団地等の用地造成事業及び鉄道事業につきましては環境影響評価手続に定めた条例第2章から第11章までの規定の適用を除外しようとするものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

次に、資料の裏面の参考資料に基づきまして、変更条例や環境影響評価法による適用除外等について御説明申し上げます。裏面をごらん願います。

1点目、現行条例及び環境影響評価法における環境影響評価手続の適用除外でございますが、緊急の災害対策に限定されており、具体的には次の(1)～(3)に該当する事業となっております。

2点目、東日本大震災復興特別区域法、いわゆる特区法に基づく環境影響評価手続の特例でございますが、環境影響評価法の対象事業につきましては、1点目の適用除外とは別に次の(1)、(2)の事業につきまして、大幅に簡略化されたアセス手続の特例が適用されております。

また、用地造成事業につきましては、(1)及び(2)と同様に土木工事が主体の復興関連事業でございますが、東日本大震災復興特別区域法の特例は適用されておりません。これは、事業主体が限定されていることなどから、被災地においては対象となる事業が想定されないと国が判断したため、特に規定しなかったものでございます。

3点目、条例改正の必要性でございますが、条例の対象事業につきましては東日本大震災復興特別区域法の特例は適用されておりません。このため法よりも小規模な事業がアセス手続の対象となっていることから、次の(1)～(3)の事業につきまして条例の改正によりアセス手続の規定の適用を除外する必要がございます。

また、適用除外とする期間につきましては、平成23年度に市町村が策定した復興計画の期間が短いもので5年間、長いもので10年間となっております。事業の進捗状況によっては期間延長も見込まれることから、当分の間としようとするものでございます。なお、条例改正により適用除外しようとする事業について現時点で具体的な情報はございません。

4点目、他県の動向でございますが、宮城県、福島県におきましても上記3の(1)から(3)の事業を同様に適用除外としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 31 号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願及び受理番号第 32 号岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願、以上 2 件は関係がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○玉懸環境保全課総括課長 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の結果につきまして、前回の常任委員会以降の状況報告をいたします。

事業者である日本原燃株式会社が 6 月 27 日付で公表したところでは、6 月 18 日から模擬廃液を使用した事前確認試験を実施していること、今週中には実廃液による試験に移行する見通しであることとされております。以上でございます。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑がなければ・・・

○飯澤匡委員 意見というのは討論も入るのですか。討論も。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。それでは、ほかになればこれらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

○岩淵誠委員 確認させていただきますが、受理番号第 31 号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願であります。現状で別な法律によって規制をされている。そしてまた、モニタリングが行われているという現状であるということはそのとおりであります。その後モニタリング等でいわゆる問題があるような数値等は出ているかどうか、そこをちょっと確認させていただきたいと思えます。

○玉懸環境保全課総括課長 前回お示した以降の測定結果は事業者から公表されておりましたが、今回の福島第一原発事故関連で岩手県内でもはかっておりますけれども、海水からは問題のあるような数値は出ておりません。

○岩淵誠委員 そうすると、現状のモニタリング体制、そして現状の法律の規制の枠内で、一定部分担保できるというふうに県当局としてはお考えということでしょうか。

○玉懸環境保全課総括課長 モニタリング体制につきましては、新たに久慈沖で 6 点の海水のモニタリング調査地点が設置されているなど、ほぼ確認できる状況になっていると思っております。

○喜多正敏委員長 ほかになれば、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

○飯澤匡委員 今回の受理番号第 31 号と第 32 号については、3月8日に受理をいたしまして、2月定例会で審議されて、それから4月には閉会中の委員会において継続審査となったものでございます。それを受けて、さきに環境福祉委員会でも六ヶ所再処理工場については視察して、その現状、その内容について調査をしたところでございます。

そこで今回の請願の趣旨は、要は日本の再処理計画も含めて福島第一原発事故を受けて今後どういうふうな再処理計画になるのかという部分についても関連しているわけでございます。現状の法律内ではそれらのことは数値的には出てこないわけですが、今後またアクティブ試験が再開されるというような自体になりつつある、もうそういうような方向性になりますので、どうもすっと落ちないのは再処理計画自体がまだ国の政策の中でも福島第一原発事故以来はつきりせず、関西電力の大飯原発の再稼働は、これは関西圏域の生活に支障があるという判断だけで再稼働されたというような、私はそういう事実と認識をしておりますので、今後体系的な日本の原子力政策や、それからどうもなし崩し的に再処理計画が進んでいくという部分についてはやっぱり懸念をあらわさずにはいられないというふうに思っております。当会派は再生可能エネルギー政策に大きく転換すべきだと、国としても大転換をすべきだという観点から、やはり三陸沿岸の漁業者の方々がこういう懸念をあらわすことを要望しているということ、その重みというものは強く受けとめるべきだという考えに至って、これは両請願とも採択にすべきだというふうに思っております。以上、賛成討論をお願いします。

○木村幸弘委員 私も受理番号第 31 号並びに第 32 号については採択をすべきということで賛成の立場から討論させていただきますが、いずれ六ヶ所再処理工場の問題については、設置当初からさまざまな再処理に伴う放射性物質の放出にかかわる安全性の確保の問題を含めて、多くの県民あるいは沿岸部を含め関係者から懸念の声や、あるいは問題視する意見がこの間もずっと出されてきた経過がございます。私が県議会議員になってからも平成 19 年に環境福祉委員会に所属した際にも三陸の海を守りたいという関係の方々から請願を受けて、当時もやはり先般と同様に六ヶ所再処理工場の視察調査を行いながら、あるいは関係する知見からの意見も賜りたいということで、京都大学の山名教授あるいは小出助教、そして原子力安全委員会、保安院の関係者ということで、3者からそれぞれに意見を聞いてきた経過がございます。私は改めて今回の請願等の関係で、当時の山名教授から当委員会でお話を聞いた部分の会議録をひっくり返して読ませていただいているのですが、福島第一原発事故以降の先般視察調査を行った現地における担当者の説明と、それから4年前に関係者——やはり六ヶ所再処理工場で、今回いた方と同じ方でしたけれども、全く変わらない説明をそのまま聞いてきたというふうな印象であります。そうした中で山名教授から当時の委員会調査の中では、例えばクリプトンであるとか、あるいはトリチウムの放出にかかわっても海外の核燃料サイクル施設との関係の中でこういうことをおっしゃって

いたのです。これから原子力発電所がどんどん拡大をしていくと、そして核燃料処理もふえていこうと。その時点において爆発的にふえていくとこれらの放出している放射性物質の量がふえていくことは懸念をしなければならないということも、推進派ではありませんけれども、そういう意見を述べておりました。

今世界を見れば、やはり原子力発電による発電量を爆発的にふやそうというのは世界の流れになっておりますけれども、そうした中で改めて再処理の問題も含めて、では世界的にはどうなのかということ言えば、決してそうした流れの中で日本のように推し進めていくという方向ではないというふうに私は理解しております、そういう観点からいけば、まず今既存のこの核燃料サイクル施設において放射能を海に流さないでくれと、そのための法律をきちんと整備をしろというその思いや考え方というのは、安全を確保する大前提として今も法体系の中で十分にそれが確保されていないとすれば、それをしっかりと整備をしていくということが第一義にこの受理番号第 31 号の中で示されている思いとして私は全く妥当なものだというふうに思っております。

それから、受理番号第 32 号の中でも廃液の安全管理を徹底しということが言われております。先ほどモニタリングの状況はどうなのだというふうな問題もあったわけですが、現実にとまっている状態ですから、いわゆる先端から漏れ出る気体あるいは廃液の問題、さらにこれからガラス固化作業へ、具体的にきのうまでですか、模擬の廃液でやって、これからいよいよ本格的にその含まれた廃液で試験をやっていくというふうなことが報じられておりましたけれども、明らかに放射性物質が入ってきたものがこれから試験段階でどういう形であらわれてくるのかというのは非常にわからない、見えない状況があるというふうに思っております。今までのようにストップした状態や、いわゆる準備作業工程の中でも一部そうしたクリプトンや、あるいはトリチウムが放出されていたというふうな、数値的には小さいものであってもそういった状況があるとすれば、今後の本格的な稼働の中ではやはり大きな影響が懸念をされるというふうに思っております、そういう意味での安全管理を徹底すること、その防護策を講じろというふうな請願事項 1 の考え方はまさしく今の安全管理上、さらに徹底してやっていただかなければならない問題だというふうに思っております。

そして、請願事項 2 の核燃料の再処理を凍結し、直接処分を含めた調査研究を行うべしというふうな考え方は、さきの革新的エネルギー・環境戦略のこれからの原発政策そのもの、原子力エネルギー政策をどうするかという議論がまさに国民的議論として始まろうとしている段階の中で、非常にそれを無視するかのよう形で今再稼働や、あるいはアクティブ試験が先行して行われているということについては問題があります。そういった点からいけば、やはりきちんとゼロに立ち返った形の中でこれらの再処理のあり方、それから処分の方法などについて具体的に示し、国民に対する選択肢というものをきちんと示しながら今回の国が示そうとしているこの革新的エネルギー・環境戦略の中で、やはり将来については原発をなくしていくのだというふうな考え方に立った方向を示していくことが重

要ではないかというふうに思っておりますので、そういった点でぜひこれらの2件の請願の採択を強く求めたいというふうに思っております。

○喜多正敏委員長 ほかの委員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 それでは、まず受理番号第31号「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○関根敏伸委員 不採択。

○木村幸弘委員 採択。

○岩淵誠委員 不採択。

○樋下正信委員 自由民主クラブは不採択。

○喜多正敏委員長 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第32号岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○関根敏伸委員 受理番号32号につきましては、請願事項が1と2にそれぞれ分かれております。私は、それぞれ異なった採択結果が出るというふうに考えております。私も1の立場につきましては、先般再処理工場等々を視察させていただきました。安全管理は相当されているというふうな認識を持っておりましたが、これをさらに徹底するというのを事業者や関係機関に働きかけることは何らそのとおりでというふうに思いますので、1については採択すべきという立場をとりますが、2につきましては先ほど来、これからの原子力政策と再処理政策がどうあるべきかという、まさに国策レベルの話にもなっております。2については、再処理を凍結するというのを断言をしておりますし、永久保存、永久貯蔵する直接処分というふうなことにも触れております。これにつきましては、まさにこれから国レベルの中で原子力政策がどのようにあるべきかということとあわせて議論をしていかなければならない問題だというふうに思いますし、なかなか我々県レベルの中ではこういった方向性について確たる方向性を示すことも難しいだろうというふうに思っておりますので、現状ではやはり不採択とすべきではないかというふうに考えておりますので、そのように項目別の取り扱いをお願いをしたいというふうに思います。

○喜多正敏委員長 お諮りいたします。

本請願については、項目によって意見が割れる部分も出るということですので、項目ごとの採決を行いたいと思いますが、これに御異議はないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、本請願の中で、まず請願事項の1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、請願事項1は採択と決定いたしました。

次に、請願事項2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、請願事項2は不採択と決定いたしました。

なお、文案中、項目1及び3の部分は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

本提案につきましては、国に対し意見書の提出を求めることが決まっておりますので、本定例会に委員会発議したいと思いますが、発議することについては御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 それでは、意見書の文案について検討いたしたいと思います。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 今お手元お配りをいたしました文案でありますけれども、項目1及び3の部分は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除いたします。

○関根敏伸委員 1、3を削除されるのはいいのですが。

○喜多正敏委員長 はい。

○関根敏伸委員 そのとおりだと思いますが、この文面、前文というか、本文の中身についても意見書の採択、不採択の議論の方向性とはちょっと違う中身になっているのではないかと思います。見直しを求めたいというふうに思います。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 今関根委員から見直しをしてはどうかという意見が出ました。つきましては、見直しをすることにさせていただきたいと思います。再度時間をいただきたいと思いますが、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

当委員会としては、本定例会後に請願趣旨を含めて要望書を賛同者連名により事業者であります日本原燃株式会社代表取締役社長あてに提出したいと考えます。これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○飯澤匡委員 ただいまその意見書案については、前文の部分も含めて少し表現を再考してという御意見がありましたが、当委員会でそれを採択し、その意見書を送付するに当たってはしっかりと吟味をしなければなりませんので、この場で完成物を提出してといただきますか、つくり上げた上で次の本会議に臨んでいただきたいと思います。

○喜多正敏委員長 今回の案文というのは、日本原燃株式会社に対する案文。

○飯澤匡委員 いやいや、違います。政府にです。

○喜多正敏委員長 そのように調整し、再度お諮りいたします。

それでは、要望書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔要望書案配付〕

○喜多正敏委員長 ただいまお手元に配付いたしました要望書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

○木村幸弘委員 休憩中ですか。

○喜多正敏委員長 休憩しますか。

○及川幸子委員 いやいや。

○木村幸弘委員 今ちょっと文案を拝見させていただきましたけれども、私自身は基本的にこの7行目の最終的に同工場はエネルギー資源に乏しい我が国における原子力政策に必要な不可欠な施設であるということを明示されている点については、私は残念ながら理解できない。今後の展開の中では、この核燃の再処理施設そのものがどうなるのかわからないという先ほどの議論も当然あったわけですし、そういうことを考えますとここに限定して不可欠な施設だというふうに明文化されることについては理解しがたいということで、削除を求めたいと考えます。

○岩淵誠委員 この文面の組み立ては、不採択と決定したが、しかしというような文面で続いておりますが、我々は採択をした部分がございますので、採択をした部分は何であって、これはしっかりやっていただきたいという意味表明をした後に不採択になった部分についてもというのが文脈上の流れではないかと思えます。まずは採択をした部分についてきちんと書き込んでいただいてやっていただくのがよろしいのではないかと考えます。

○飯澤匡委員 この2段目のパラグラフは、非常に誤解を招くような表現となっております。木村委員と私も同じでありまして、どうもこの文面であると岩手県議会はエネルギー資源に乏しい我が国における原子力政策に踏み込んで不可欠な施設であるということを是認したような表現になっておりますので、ここは意見の分かれるところでありまして、要望書でありますから、やはり当委員会でしっかりと意思を統一した部分、また事実に基づいている部分だけ書き込んで事足りるのではないかというふうに思っております。よろし

く御精査お願いします。

○**関根敏伸委員** 私は文脈全体からはこれでよろしいと思いますが、ただ、今六ヶ所再処理工場についての必要不可欠な施設であるかどうかを県議会として環境福祉委員会として、そこまで踏み込んだ議論があったかどうかというのは確かに私もそのとおりだと思っておりますので、その辺の表現はもう少し、事業者向けだということを考慮した上で書いてるのかなと思いますが、やはり正確に、そのような意味ではない中で採択、不採択を決定したものでありますから、僕はもう少し表現は検討されたほうがいいと思います。

あわせて意見書案についてであります。私は意見書案こそこの内容を、まさにこの議論の中で出たものが大分盛られていると思いますから、こういった中身で意見書案をつくったほうが私はこの議論の中にふさわしい意見書案ができて上がるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○**喜多正敏委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** それでは、ただいま委員の皆様から御発言ありましたことを踏まえまして再度要望書案については調整をしてお諮りをしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○**飯澤匡委員** 意見書案も。

○**喜多正敏委員長** 意見書案も。

○**飯澤匡委員** はい。

○**喜多正敏委員長** では、そのようにさせていただきたいと思います。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**小野寺自然保護課総括課長** 私のほうから、社団法人東北地域環境計画研究会の会計処理に係る不明金についての情報を提供させていただきたいと思います。

お手元に配付してございます資料3をもとに説明をさせていただきます。概要といたしましては、自然保護課所管法人でございます社団法人東北地域環境計画研究会におきまして、前専務理事による不正経理、いわゆる着服があったという報告を受けてございますので、情報提供いたします。

不正経理の中身でございますが、まず不正経理期間といたしましては平成21年度から平成23年度まで、着服金額は462万3,210円、着服金の中身といたしましては、当法人ではペレットストーブの燃料となりますペレットの販売等物品の販売を行っておりまして、その売上金等の着服、それから会員が正会員で140人弱おられますが、その年会費等の着服と、それから当法人では事務をとり行っております専務理事に対する報酬規程を設けておりません。これは定款の記載によりますと総会の決議を経た上で会長が別途定めるという規定になっており、現時点でそういった規定はないわけなのですが、それを無視しての俸給、報酬の支払いということをしておったというものでございます。

不正経理の方法でございますが、前専務理事が通帳、印鑑を一人で管理し、不正金を仮払金ですとか給与手当などとして会計処理を行っていたものでございます。

項目の2番目でございますが、発覚からの経緯でございますが、平成23年12月ごろに自動引き落としが履行されないということで、年が明けまして、ことし1月に法人内部で内部監査を行った結果、400万円以上の前専務理事の不正着服金があるということが発覚したというのがそもそもの発端でございます。専務理事は、内部監査の際には不正の事実を認めて返納することを確約しておりますが、その後現在に至るまで返納されていない状況となっております。

また、当法人では会計事務所のほうに監査業務ですとか指導、それから会計に関する相談について業務委託をしておるのですが、これまで会計事務所から不正経理の指摘事項というものが出されたことはなかったということになっております。

当法人では、今年度の総会におきまして前専務理事の除名を議決いたしまして、今月の上旬に被害届を提出する予定というふうに報告を受けています。

県の対応につきましては、現在当法人のほうから正式な事実関係ですとか、今後の対応についてなどの報告を求めている段階でございますので、この報告に基づきます事実関係の確認等を行った上で適正な法人運営について指導してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○喜多正敏委員長 今の報告について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 この際、ほかに何かありませんか。

○及川幸子委員 今までの一般質問で大分出た話ですけれども、広域処理、瓦れき処理について伺います。

きのうの一般質問でも出ましたけれども、私ども県議会で広域処理をお願いに回ってまいりました。やはり住民感情というのは、放射能汚染ということが大分取り上げられるようございまして、首長とか知事は受け入れるにいいよと、土地も大分あるからということなのですが、やはり住民感情だと思っております。一般質問にも出ましたけれども、県内処理をもっと考えるべきではないかということでしたが、もう一度工藤環境生活部長から、自県内処理についてのお考えを述べていただきたいと思っております。

○工藤環境生活部長 広域処理につきましては、各県議会議員の方々にも都道府県のほうを回っていただいて、本当にありがとうございました。

結論だけ申し上げますと、可燃物につきましては県内処理と広域処理を合わせまして期限内での処理についてめどが立っております。そうした中で県内処理をやはり進めるべきではないかという御意見をいただいたところですが、昨年とことしを比べて我々も県内処理をできない部分をお願いするという、これはもう絶対的な前提でございますので、広域処理をお願いする一方では、もちろん県内処理ということをどんどん拡大しております。例えば新たに奥州市水沢区にあるのですが胆江地区衛生センターでも受け入れをして

おりますし、あと三菱マテリアル株式会社の東山工場でも受け入れ数量を増大していただいているというようなことで、とにかく県内処理というものを進めるということで、県内にお金が落ちるといふことももちろん背景にはあるわけなのですが、基本的にはそういうことを進めながら、どうしても賄えない部分についてはお願いするというふうなことで今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

○及川幸子委員 工藤環境生活部長のお考えを聞いて安心したのですが、やはり県内で汗をかいて努力しているという形を見せないと、私どもも広域処理を求める場合、ではおたくは今どの程度やっているのですかと言われた際に、なかなか返事しにくいわけです。ですから、やはりこれは積極的に進めていただいて、一日も早い瓦れきの撤去ができるように望むものです。

それから、放射能汚染について随分努力いただいておりますが、やはり風評被害というのが大きいのだと思うのです。その風評被害対策について、シイタケや牛肉もそうですが、環境生活部としてはどのような対策を講じていらっしゃるのか。風評被害対策についてお聞かせいただきたいと思っております。

○工藤環境生活部長 風評被害対策については、農林水産部も含めて総合的に進めるべきものというふうには考えておりますが、環境生活部としてはやはり情報をオープンにしてどんどん出していくと、隠すということが風評被害につながるもとなるということで、各部署は、特に川上のところで検査しておりますが、政府あるいは市町村、さらにはJAなどで検査している情報については県のホームページで、どんどんオープンにしていくということ。そして、今岩手日報もそういったコーナーを設けていただいて、今までは基準を超えた場合のみ報道するというふうなことで、それが風評被害につながったのですが、今は岩手日報も不検出だったということもちゃんと記事にいただいております。そういったことで、マスコミの影響力ということも何とか活用させていただきながら、安全、安心ということを、どんどんPRしていきたいというふうに考えております。これは総合的な対応ということで全庁的に取り組んでいきたいというふうに考えておるものでございます。

○及川幸子委員 部局横断というのは大事だと思うのです。農林水産部の課長を呼んで現場に携わっている人たちと意見交換したわけですが、現場に携わっている方々は誤解をしております。チップをとる場合にも全部の岩手県内の木が汚染されているということで仕事がストップし木が切れないと、そういうふうにおかしく伝わっていますので、やはり現場に足を運んでいただいて、先ほどおっしゃったように関係者の方と意見交換するのが一番いいのかなと思っておりますので、今後も引き続いてそれをやっていただきたいと思っております。以上です。

○神崎浩之委員 大きく二つ質問いたします。

まず1点目は、最終処分との関係です。今除染計画があつて学校施設、それから住宅地と続いていくわけなのですが、その行き場所がない。これは農林関係もそうなのですが、すべてはやはり最終処分地が決まっていないうことが一番の大きな課題だと思う

のです。一般質問でも議員が聞いておりましたけれども、国の責任のもとでの最終処分というのはどういうふうになっているのか、改めてお聞きしたいと思います。例えば秋ぐらいいにはとか、そんなような予測もあるのかどうか、この点についてお聞きします。

○玉懸環境保全課総括課長 まず、除染で発生した土壌について御説明申し上げます。

本県では、そこに先行する形で昨年度から除染を開始しておりますが、遮へいや漏えい防止などの対策を講じた上で敷地内の地下に埋設保管しております。具体的には、周辺環境への影響をできる限り少なくするために除去した土壌を耐水性材料でこん包すること、さらに遮水シートを敷いた穴に入れて覆土を行うこと、標識を設置して児童等の立ち入りを制限すること、定期的に放射線量を測定することなどの対応をとっております。国では厚さ 20 センチ程度の覆土により十分な遮へいが可能としておりますけれども、県内では 2 倍程度の掘り下げを施してありまして、ほかの場所の放射線量が十分に遮へいされ、その結果周辺と同じレベルになっております。こういったことで、安全性を確認しながら進めておりました。

あとは、除染土壌が大量に発生した場合に備えまして仮置き場の確保について町内会等を通じて地域で今話し合いを進めているところでございます。

それから、最終処分につきましては国のほうで道筋として管理型最終処分とするという方針を出しているわけなのですけれども、処分の基準等についてまだ明確になっていない部分がございます。

○大泉資源循環推進課総括課長 ただいま除染土壌についてお答えありましたが、もう一つ除染に伴いましては廃棄物が出てまいります。これにつきましては、国のほうではよく 8,000 ベクレルという数字が出てまいりますけれども、その 8,000 ベクレルというのが既存の処分場で安全に処理ができる目安になっています。国のほうでは 8,000 ベクレルを超えるものにつきましては、国が責任を持って処理をすることとしております。そして、8,000 ベクレル以下のものにつきましては、既存の処理施設あるいは既存の廃棄物の処理体制、そういったものを使って処理するのが早く問題解決する方法だというふうな基本的な考え方だけが現在示されているという状況でございます。

それで、除染に伴っていろいろ廃棄物出てまいりますけれども、一つの例といたしまして道路側溝の汚泥というようなものがございます。土砂なのか汚泥なのか、なかなか区分のつけがたい部分もございますが、基本的にトラックに積んで人がその辺を歩けるようなものは土砂、そうでないものはまた雨が降れば流れるということで、汚泥だということで、先ほども基本方針からいきますと既存の最終処分場に、8,000 ベクレル以下の部分であれば持っていくということもこれから考えていかなければなりません。除染土壌でもありましたけれども、やはりそうした無規制の汚泥につきましても除染廃棄物代替物とするということも考えられますし、先ほど申し上げましたとおり既存の最終処分場へ埋め立てをするというのもこれから検討していかなければならない、そういうふうを考えております。

○神崎浩之委員 沿岸の瓦れきも含め、除染計画は本当に莫大なエリアだということで、

農業関係だけでも処理がなかなか進まないの、やはり最終処分地が決まらないことには進んでいかないと思うのです。そんなことも含めてこの点について国の要望等、工藤環境生活部長に最後お伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、再生可能エネルギーの進捗状況であります。午前中の議論は原発、それから再生可能エネルギーについてでありました。その中で再生可能エネルギーの進捗状況であります。新聞報道ではメガソーラー、太陽光発電が県内でも民間で手を挙げつつあるということでした。テレビ報道では、風力発電はなかなか制限があるというのは言っておりました。そんなことも含めて、県でも県所有の遊休施設、土地を募って、メガソーラー等活用についてということを進めているわけですが、現在太陽光を含めた、県内での再生可能エネルギーの進捗状況、それから県の遊休施設についての引き合いの状況、それから三つ目は課題についてお伺いしたいと思います。

○工藤環境生活部長 私の方からは、最終処分場の関係について改めて御説明をさせていただきます。

先ほど玉懸環境保全課総括課長及び大泉資源循環推進課総括課長の方から話がありました。また、神崎委員からも御指摘がありましたとおり、除染を進めるに当たっても、あとは農業系の草の焼却処理を進めるに当たっても、最終的には、ではどこに持っていくのだということが最大の課題であります。

除染計画については、今市町村で一応つくったことになっているのですが、やはり最終処分場をどこに持っていくかという部分の議論はまだ決まっておられません。県の方からは、国では 8,000 ベクレルを超えるようなものしか責任をとれませんよということですので、8,000 ベクレル以下のものは既存のところに埋めてくれという言い方を逆にしているわけでありまして、そういったことを踏まえて住民対策と、住民への安全性の説明というふうな大きなハードルはあるのですが、やはりそういった方向でもう少し議論を深めていく必要があるのではないかとということで、各市町村と一緒に御相談をさせていただいているところであります。

それで、これは農業系の副産物を焼却する場合のやり方なのですが、今一関市大東町のほうで進めていますのは 8,000 ベクレルを超えないように一般のごみとまぜて薄めるというやり方をとっているのです。これまでの放射性物質に対する住民の方々の意識を総合的に参酌いたしますと、8,000 ベクレルを超えるような高濃度に汚染された焼却灰が出るということを前提とした処理というものは、なかなか住民の方々から御理解がいただけないのではないかと判断のもとにそういうふうなやり方をしております。ということですので、そこから出ました焼却灰についても既存の最終処分場のほうに安全性をさらに徹底しながら、国では普通に焼いて安全だというふうな言い方もしているのですが、一般のごみの量をふやすとか、モニタリングをしつかりやるとかということで、住民の方々に安全性を御理解いただきながら進めたいと考えております。

一方、国の責任というところでございます。再三私も申し上げていますが、国では 8,000

ベクレルを超える——国が高濃度に汚染された廃棄物を指定廃棄物というふうな言い方しているのですが、それについては責任を持ちますよと言っているのです。県の立場は、これはもう国の原発政策、あるいは東京電力の福島第一原発事故からもたらされたものなので、8,000ベクレルを超えたから超えないからと、それで責任を分けるというのはいかしくないのでしょうか、いずれ一体的にすべて国が責任を持ってやるべきではないかと、再三申し上げているのです。ですが、8,000ベクレル以下についての処理については、今のところ国からは一切その支援の方針が出ていません。ですから、最終的にはまた東京電力に費用を請求するとか、そういった解決策しか今はございません。

また、これはちょっと余談になるのですが、質問もあったので、関心が地元ではあると思うのですが、国では仮設の焼却炉とか最終処分場をつくってあげますよという言い方を今しているのです。ただ、それは先ほど申し上げましたとおり、地元が8,000ベクレルを超えてもいいと、高濃度に汚染された焼却灰が出てもいいのだと、そういうコンセンサスが得られるというのであればということなのです。汚染された廃棄物だけを燃やせばすぐに8,000ベクレルを超えますし、焼却炉の方式にもよるのですが、最高で33倍ぐらいまで濃縮されるのです。例えば、100ベクレルの稲わらを、それだけを燃やしたとしますと、それだけでも9,900ベクレルの灰が出てくる可能性があります。ですから、一般のごみをまぜるという方式を今模索しているのですけれども、国が言っているのは高濃度に汚染された焼却灰が出るということ、地元がコンセンサスがとれるのであればお手伝いしますよと、それ専用の最終処分場についてもつくる用意がありますよ、ただし、それは自県内にですよということなのです。ほかの県に持ち出すとか、そういうのはもうとにかく最終処分場も含めて県内でというお話をしていますが、ちょっとこれは簡単には乗れないのではないかとということで、何とか低レベルに抑えるような処理をこれから市町村の方々と一緒に勉強してまいりたいというふうにご考えているところです。以上です。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 再生可能エネルギーの進捗状況についてでございますけれども、11月に県のほうで導入適地として50カ所を公表しておりましたけれども、その後、自分で使うとか、いろんな事情もあって取り下げ等もあり、現在公表してましたのは39カ所について公表しているところでございます。この間新聞等でも報道されておりましたけれども、県内にも、一関市のほうにはメガソーラーとあと大規模風力発電、あと洋野町のほうにもメガソーラーというふうな立地計画というのが報道されておるところでございますので、固定価格の買い取り制度を背景といたしまして、今後もこういうふうな動きが出てくるのかなというふうには期待しておるところでございます。また、県におきましても事業者を訪問しながら積極的に候補地の案件を紹介したりしているところでございます。

また、公表候補地の中に盛岡市の市有地がございますけれども、先般6月28日におきましてはその事業者の公募がなされているところでございまして、8月下旬をめどに決定をするというふうなスケジュールになっていると伺っております。そのような形で再生可能

エネルギーについては導入を進めていきたいと思っております。

次に、県の遊休地の活用ということでございます。当初の 50 カ所の中に県有地も 8 カ所程度入っておりました。その多くは学校等の用地でございましたけれども、学校自体におきまして使用するというふうな事情変更等もございまして、現在は県有地については 2 カ所がこの 39 カ所の中に公表されている地点でございます。1 カ所が一関市と、あともう 1 カ所が岩泉町小本の今瓦れき置き場に使用されている部分でございます。それぞれ何社かの事業者のほうからは照会の申請を受けておりますけれども、具体的にその地点において事業計画の提示等々が出てきているわけではないといった状況でございます。以上でございます。

○**岩淵誠委員** 一般質問でもやりましたので、ちょっと詳細のところだけお願いしたいと思えます。

混合焼却の話であります。一部事務組合、市町村所有の焼却炉で混合焼却していくのだという方針が示されたことについて確認をしておきたいのですが、それは市町村あるいは一部事務組合の枠を超えて引き受けをするということを想定しているのか、あくまでそれはその地域の中のを燃やすことが前提で、それを超えて焼却するということはある程度考えておるのか、その辺ちょっと確認をしたいと思えます。

○**工藤環境生活部長** 現時点におきましては、汚染された農林業系の廃棄物ですが、体系的に燃やせるのは、処理しているのは全国でも一関市大東町の大東清掃センターだけです。仮にこれから県がそれを全県域に進めるといった場合も恐らく、国からの情報によると、まだそういった取り組みをやっているところはないと伺っていますので、これから進めるに当たっては、それぞれの地域、市町村、一部事務組合のエリアを含めまして、その中でまず自分のところのものを安全に燃やせるのだということをそれぞれ地域の住民にもお話ししていただいて、まずそこから取りかかっていくことが一番重要ではないのかなと思っています。

そのためにも、大量に抱えている県南の市町村とは今勉強会をさせていただいております。恐らく住民説明をして試験焼却をするというようなことで、手順を踏みながら進むということになるかと思えます。そういったことで全県的にそういった取り組みが進められる中で、どうしても当該地域だけではなかなかというふうないろんな課題がまた浮き彫りになってくると思えます。そのときはどういう方法があるのか、いろんな方法についてまた一緒に検討していきたいというふうに思っております。

○**岩淵誠委員** 現状といいますか、住民感情からいっても、同じ岩手県内であったとしても、なかなか理解が難しい部分もあるでしょうから、将来的にもやはり自分のところのものは自分で処理しましょうということになるかと思うのですが、ただ一つそれを進めた場合に課題になってくるのは、恐らくごみの焼却場の広域化の計画です。それとの絡みでいくと、これから例えば集約をするという計画になっているのだけれども、そのつくる場所によっては地域を超えてくる、超えてこないという話が出てくるわけです。そうすると、

やはり集約計画のとおり進めるには、建つ場所ももめるし、それからどうなるのだという話になるから、その集約計画を一たん棚上げをして、近くにつくれるのであればつくりたいということも私は出てくるのだというふうに思います。

したがって、県の焼却炉の集約計画というのと今回の混合焼却ということの問題が出てきた中で、これをどういうふうに考えるかということに僕は早急にお示しをいただいたほうが物すごく現実的に焼却を進める、廃棄物処理を進めることになろうかと思うのですが、この辺やっぱり県の大転換といいますか、考え方が大きく影響してくると思うのですが、この辺はどうですか。

○大泉資源循環推進課総括課長 農林業系副産物の焼却の問題というのは、確かに時間はかかりますけれども、そう長く続けていくわけにもいかないような問題だと思っております。

それから、ごみ処理広域化計画、これはやはりごみ処理というのは私ども生活していくためにずっと続けていかなければならないということで、この計画というのは当初ダイオキシン対策が契機となって加速化されましたけれども、ダイオキシン対策だけではなくて、ごみ処理事業の経費低減ですとか、排熱等の未利用エネルギーのさらに効率的な活用ですとか、さらにリサイクルの推進ですとか、そういった複数の大きな目的を持って、そして非常に長いスパンでこれからもずっと続くものですから、取り組んでいこうということで計画を進めているという、そういったものでございます。

県内6ブロックの中で既に2ブロックでごみ処理広域化計画が完了いたしまして、また二つの圏域で現在環境アセスをやっておりますが、今非常に放射能問題で御苦労されております県南ブロックでは長期的な方向がまだ示せていないということで非常に微妙な部分がございますけれども、比較的短期間になし遂げなければならぬ農林業系副産物の処理という問題と、未来永劫続く効率的なごみ処理といいますか、安定的なごみ処理というのはやはり分けて考えるべきだ、そのように考えているところでございます。

○岩淵誠委員 ぜひそれは分けたものと考えて、まず優先順位はとにかく農林業系副産物、廃棄物を処理するという体制をどうつくるかということに心を砕いていただいて、その後の問題としてこのごみの処理の広域計画ということを認識していただきたい。それは、市町村とぜひ共有をしていただきたい。そのことがかなり市町村からすれば処理を進める大きなポイントになりますので、ぜひこれは早急に会合等で検討していただきたいというふうに思っております。

もう一つは、放射能の問題で今検査体制もいろいろ進んでいまして、不検出かそうでないかというのが、ゼロかそうでないかというのを売り物にしている大手スーパーもあるのですけれども、しかしこれはやはり確かにそれを求める方もいますが、過剰に被曝をしないということが一つは大きな問題であって、セシウムが出たから大変問題であるということが必ずしもそれが正しい認識なのかということはどうもちょっと考えなければいけないと考えております。カリウム 40 の問題をよく出しますけれども、それだって放射性物質であ

るのです。それをトータルした上でどうなのだという話をしないと、例えば自然放射能は東日本のほうは総じて事故の前は低いと、西日本のほうは高い傾向があるということからすれば、その農産物だってカリウム 40 が高いのも低いのもあるわけですね。それを一概にセシウムとセシウムの断面のみをとらえて、不検出だからよくて、ちょっと出ていればだめなのだというようなのは、これもリスクコミュニケーションの観点からいうとやっぱり不十分なのだろうというふうに思うわけでありませう。

したがって、トータル的なリスクコミュニケーションというのは、今はどうもセシウムがどうだという話ばかりが先行していますけれども、もっと根本的な部分をやっていないと、これは非常にミスリードすると私は思うのです。その辺のいろんな講習会とかいろいろやっていますけれども、そういったところまで気を配ってやっていってほしいですね。僕はやるべきだと思うのですが、どうですか。

○小向県民くらしの安全課総括課長 今岩渕委員がおっしゃったような部分、例えば生涯被曝線量であるとか、あるいはさまざまな別のリスクといった部分など、放射線を考える場合にいろいろ配慮していかなければならない部分があります。そういった部分につきましては、やはり我々も大変問題意識を持っております。先ほど及川委員のほうからも風評被害というようにお話もございましたし、やはり正しく放射線といった部分に県民の皆さんが理解をしていただくということが一番大切だと思っておりますので、本年度に入りましてから食の安全安心リスクコミュニケーションという形で県南部を中心に県内4会場で、集中的に開催いたしました。その際には今岩渕委員がおっしゃったようなさまざまなリスクの中の放射線、あるいは従来からとっているそういう放射性カリウムのお話であるとか、そういった部分も含めて住民の皆さんにお話ししております。その中で生産者あるいは消費者、あるいは流通業者というものが一堂に会しまして食の安全安心リスクコミュニケーションという形でその情報を共有してきているような状況であります。

また、一般質問の中でお答えしておりますけれども、一般の野菜であるとか果物であるとか穀物といったものにつきましては、県を含めたさまざまな検査によって一切出ていないというような状況もございます。そういった部分もきちっと情報提供していくといったようなことが県民の皆さんの安心にもつながるかなと思っておりますので、今後追加してそういった食の安全安心リスクコミュニケーションを開催する予定もございますし、また情報発信につきましても県のほうでは放射線の関係の本部というものがございまして、その中で総務部であるとか農林水産部と協力しながら、さらに工夫しながら情報発信に努めてまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員 最後にしますが、特にいろんな会場でいろんなことを言われるのは結構なのですが、そこに来る人というのは非常に限られていて、こういう情報がどうも一般化していないのではないかと。例えば学校現場とか、そういったところにはPTAなんかを通じていろんな資料も出ていますけれども、果たして一般化した情報になっているかどうかというのは非常に疑問があるのです。

よくホームページでとか、来た方にはと言うのですけれども、どんどん受け身になっています。そこにアクセスをしなければ情報がとれないというのは、それはリスクコミュニケーションとしては極めて最悪なことであって、やっぱりもう少し攻めのリスクコミュニケーションといいますか、そういったところをしていかないと、このままいくとどうも間違った、ミスリードをしたままで農家と消費者がまるで敵同士のような感じになってしまうと思うのです。これは極めて不幸なことであります。もう少し連携するという話ありましたが、それを形にして出していないと、せっかくいいところまでいっているのだけれども、結局だめだったよねでは、この問題は話にならないですから、ぜひ教育委員会とも話をした的確な情報提供していただきたいと思います。所見があれば伺いたいです。

○工藤環境生活部長 重要な御指摘ありがとうございます。学校現場のほうでは、特に給食に対する関心が高いということで、教育委員会ではまず学校給食のほうにそういった測定器は備えておりますが、一方ではやはり放射能に対するリスクコミュニケーションといいますか、子供に対しての、あるいはPTAの方々に対して知識を普及啓発していくというのが重要なのだらうと思っております。

教育委員会のほうでは、昨年度から独自に放射線教育というのですか、どのような内容なのかというのは私もちょっと把握していないところがあるのですが、そういった意識を持って取り組みを始めているというふうには聞いております。

これは参考までにお示しするのですが、環境生活部のほうでも、資料を11万5,000部つくりまして、県南については全戸配布することにしております。先ほどお話ありましたとおり、がんについての関心が多分皆さん一番高いのだと思うのですが、セシウムもさまざまないわゆるがんというふうに考えた場合のリスクの一つにしかすぎないと。例えば野菜をとらないこととか、太り過ぎだとか、特に悪いのはたばことか、あと飲酒だとかあるのですが、いろんな知識を詰め込んだものなのですが、そういったものをお配りしていますし、あとは県南広域振興局と本庁のほうも連携いたしまして去年からやっているのですが、出前講座ということで、お声をかけていただければ保健所長であったり、うちのほうの職員であったり、こちらのほうから出向いて説明をさせていただくということで、教育委員会や農林水産部とかの取り組みも含めて、いろんな取り組みを総合的にやっていく中で、住民の方々に放射線に向き合うのだと。どうしても逃げようとする1ベクレルでも嫌だという話になるのですが、やっぱり向き合ってくださいというふうなことの意識を持っていただくということが大事だと思っておりますので、そういった取り組みを庁内で共有しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○飯澤匡委員 まず最初に、委員長に確認をしたいのですが、先ほどの国に対する意見書案と、それから日本原燃株式会社に対する要望書案、これは委員長に一任したわけではございませんので、当委員会ですっかりそのものを確認しないと、これは本会議になった場合に非常にもめる材料になりますから、しっかりとここは対処していただきたいと思えます。それをまず最初に確認します。

○喜多正敏委員長 先ほど採択となりました請願陳情受理番号第 32 号に係る意見書案及び要望書案は再度調整案を作成いたしまして再開したいと思いますので、御了承願います。

なお、意見書案及び要望書案を作成いたしましたら事務局職員に案内させますので、事前にお目通しをいただきたいと、それでよろしいでしょうか。

○飯澤匡委員 はい、了解しました。そのように手配をお願いします。

それで、先ほど岩淵委員から出た放射性物質の焼却の問題について、これは一関市市議会でも一般質問等で旧一関市の焼却場が 30 年以上経過するという部分と、それから先ほど御指摘のあった広域化計画についてやはりリンクしていますので、市当局に聞いても県の広域化計画にぶち当たってどうも前に進まないということでした。先ほどちょっと踏み込んだ答弁がありました。やはりこれは最優先のもの、それから広域化でやっていかなければならないものをしっかり県のほうでも整理してやっていく必要があると思います。これをやっていかないと県南地区のみならず、岩手県の生産基盤自体もその事業を、なりわいを継続、持続発展していく上で大きなかぎとなるのです。その点もよく踏まえてお願いしたいと思うのですが、改めてまず 1 点目、その所感をお願いしたいと思います。

○工藤環境生活部長 先ほど大泉資源循環推進課総括課長が申し上げましたとおり、この問題については広域化計画というのはあくまでも長期的な観点で進めるべきものでありまして、一方今回の放射性物質に汚染されたさまざまな廃棄物処理というものは喫緊の課題であるというふうに分けて考えるべきだというふうに考えておりますので、そういった県の計画が隘路になっているということについては、その分については地元の意向も踏まえながら、どういった方法があるか検討させていただきたいというふうに考えております。

○飯澤匡委員 とにかくお話が右往左往しないように、しっかりと県は主体的にかかわっていただきたいと思います。

それで 2 点目ですが、今定例会で二重ローン問題について住宅ローンを中心に議論が展開をされました。そこでちょっと気になると思いますか、問題だと私は思っているのですが、震災に係る二重ローン問題に係る県の担当部署についてです。久保孝喜議員、また嵯峨壱朗議員が質問をして、これが住宅ローンだけにかかわらず、二重ローン問題全般にかかわる問題であるにもかかわらず、若林県土整備部長が答弁するというところに私はかなり違和感があるわけです。

それでちょっと調べてみましたら、県の担当部署というのは中小企業等の再建に係る二重ローン問題については商工労働観光部経営支援課、それから個人住宅の再建に係る二重ローン問題は県土整備部建築住宅課、その他ローン問題については県民生活センター、震災に係る部分の債務整理については一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会、または岩手弁護士会を紹介するということでした。どうもこれからまちの再建、そして住宅、住宅をつくるという部分についても個人の相続問題も絡んできますから、総合的な問題として県は一体的に受けとめてワンストップでやるべきだというふうに考えるわけです。しかし、弁護士会がこの問題について県にいろいろ照会をしたところ、なかなか適当な窓

口が出てこないで要領を得ないというのが今の現状でございます。

環境生活部でこの意見を言ったところで、部局の組織的な問題もありますので、今総務委員会でも同じような議論がなされていると思うのですが、ぜひ先ほどのごみ、放射性廃棄物の問題と同時にこれは一体的にとらえる県の窓口を復興局内であるならそのような形にするようにすべきだと思います。これはまず意見として申し上げて、それで現状として、県民くらしの安全課の中でどのような現在整理をされているのか、相談件数はどのようなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○高橋消費生活課長 二重ローンに関する問題の件でございますけれども、消費生活センターにおきましては、ただいま飯澤委員御指摘のとおり多重債務等の問題について、これは住宅再建等に限らず、一般的に寄せられているものは消費者金融から複数借りて返済が困難になってというふうな相談でございます。先ほど御指摘のとおり、住宅ローンについては県土整備部建築住宅課のほうの対応でございますし、中小企業等事業の再建については商工労働部経営支援課というふうな形になっております。

被災地からの相談の件数でございますけれども、発災から先月末までの集計でございますけれども、761件の御相談をいただいております。その中で主なものでございますけれども、これは私どもの統計の項目で最も多いのは金融、保険、サービス関係が155件になってございます。これは多重債務、それから割賦請求、一般的な相談でございますけれども、こういったものが主であります。次いで多かったのは、光熱水費でございます。これは発災当初のガソリン、灯油関係の相談部分、現在はこういった相談はほぼ終わってございます。さらに次いで多いのは、レンタル、リース、賃借にかかわるものが90件、その他土地、建物、そういうのに関するものが59件といったふうな中身になっております。土地、建物につきましては、住宅の整備不良ですとか震災の影響で新築工事がおくれているですとか、それからリフォーム直後に流失した家の工事代金を払ってほしいといったような消費者トラブルの相談でございます。状況は以上でございます。

○飯澤匡委員 ただいま報告があった案件も、いわゆる二重ローン問題にいろいろ関連してくるわけでございます。今回我が会派で出したいろいろな法制度の問題であるとか、ガイドラインの問題については、やはり国がまだまだやらなければならない部分もたくさんあるのだろうと思います。

問題点は三、四点ございますので、これは工藤環境生活部長にお願いという形で最後はなるのですが、どうもやはり窓口が分散化をすると。私たちがこの問題について商工労働観光部経営支援課に問い合わせたところ、企業向けですか、個人向けですかというふうな整理をされました。一般県民からの問い合わせでそういう整理がされること自体、では県は二重ローン問題についてどういう構えでいるのだということを疑われてもしょうがないような感じになっているわけです。これは要望にとどめておきますけれども、これについては整理をされて、しっかりと被災者の方々が今後住宅再建問題を初め、現在の制度の周知と根本的にガイドラインの整備についても問題がありますので、その是正を求め

る意見書を出しておりますけれども、この問題についてはもっと前向きにとらえていただくようお願いをしたいと思うのですが、工藤環境生活部長の所感を求めたいと思います。

○**工藤環境生活部長** 二重ローン問題に関しましては、当初より環境生活部がかかわるといふような形ではない中でずっと物事が進んできているというのは、まず報告をさせていただきたいとは思いますが。

というのは、いわゆる多重債務と二重ローンというのは全く性質が違うという整理が一人一人なされたというふうに我々は理解しているのですが、二重ローンというのは津波で住宅あるいは工場が流されて新たな住宅、工場を建てなければならないということで、もう資産がないにもかかわらずローンを払い続けなければならないという今回の震災に伴う特有、固有の問題なのかなということと、これまで県民生活センターが中心になって取り組んできた多重債務というのは、消費者金融等いろんなところからお金を借りて、そういうもので首が回らなくなってしまったという方々を借りかえというふうな手法もとりながら、法律的な部分については、弁護士会のほうにお願いするというで弁護士会と県民生活センターが連携してその救済に当たっていたというふうな、その中身の違いということがまずあげられます。

ただ、今議会でも課題として上げられているとおりに、窓口がよくわからないとか、窓口が複数にわたっているというふうな課題については我々も理解いたしました。ただ、県民生活センターが受けるというふうなこの場合の課題も実はございまして、御案内のとおり今消費生活相談につきましては市町村が担うということになっておりまして、振興局の消費生活相談の窓口をもう廃止して市町村のほうに移行していきまして、県民生活センターというのがいわゆる市町村が行う消費生活相談のためのセンター機能というふうなことで、役割分担が進んできておりましたことから、実際沿岸部のほうで例えば相談を受けるとした場合、市町村が受けてそれを県民生活センターがフォローするというふうな形をとればいいのか、その辺の若干ですが、組織的な課題はあるのかなというふうには感じておりますが、いずれにいたしましても県庁内でその課題を共有しながら、どういった方向が被災者にとって一番いいのかということについて環境生活部としてもかかわっていききたいというふうに思っております。

○**飯澤匡委員** だから、そういう役所の縦割りという組織論を私は言っているのではなくて、弁護士会で行ったときもどなたも出てこなかったと、そこが問題だと思うのです。やはり県としてはしっかり受けとめて、この場で言う問題ではないかと思いますが、消費者生活問題と今回の二重ローン問題は別個だということのとらえ方で環境生活部は云々と話がありましたけれども、そういうことではなくて、今の二重ローン問題が前に進まないということをやっぱりしっかり受けとめていただきたい。これは県民の暮らしの安心、安全につながるわけでしょう、総体的には。重要な課題だと思うのです。そこは復興局という復興に当たる最前線の部局もありますので、ぜひとも県庁内で工藤環境生活部長も縦割り行政の中で、要するに縦割りをするのではなくて、目的達成のために何をすべきかと、当

部局に関係ある部分についてももっといろいろな意味で建設的な組織対応していただきたいと最後に申し上げて終わります。

○木村幸弘委員 1点だけちょっと確認の意味で質問したいと思いますが、先ほど来出ている混合焼却の関係でありますけれども、今時点で一関市大東町の大東清掃センターで実施しているということなのですが、実際やっている中身の中で混合焼却によって薄めて8,000ベクレル以下という形をとりながら処理をするというようなことなのですが、実際の中ではどの程度に薄めたものが数字として掌握されているのか。そして、その焼却されたものの処理、管理の方法についてはどういうふうに行われているのかということ、そしてそれは市の対応なのか、あるいは県の担当部との関係はどうなのかということについてお聞きしたいと思います。

○大泉資源循環推進課総括課長 一関地区広域行政組合の大東清掃センターで行われている、現在は牧草の焼却試験でございますが、これは環境省の焼却実証試験ということで、国が組合のほうに委託をして御協力をいただいているものでございます。実際の焼却はことしの2月6日から始まりまして、現在も行われておりますが、3月までの結果が公表されておまして、2月、3月で約93トンの牧草を焼却しております。

それで、薄めてという表現がございますが、生活系ごみにまぜていくわけでございます。実際2月、3月と少しずつまぜる牧草の放射性セシウム濃度を低いものから少しずつ高くなっていくというようなやり方をいたしまして、2月に焼却いたしました牧草の平均ベクレル数は約1,150ベクレル、そして3月になりますと3,180ベクレルの牧草、これは平均濃度でございます。3月15日に試験的に8,000ベクレル超のものも、これは1万ベクレル弱のものでございましたけれども、それも焼却いたしました。

それで、この焼却を行うに当たりましては、周辺住民の方々に御説明をして御協力いただいているわけですが、まず基本的な考え方といたしまして焼却灰の中のセシウム濃度が高くなりますと困りますので、国の基準では8,000ベクレル以下であれば既存の最終処分場に埋めることが可能なわけですけれども、住民の方々との協定の中で安全を見込んで7掛けの5,600ベクレルという取り決めがございます。さらに、その5,600ベクレルを超えるわけにはいきませんので、それに対してさらに安全を見込むというふうなことで、逆算してそれを満たすような混合割合ということで進めているわけでございます。

この間の焼却灰——大東清掃センターの場合は流動床方式ということで飛灰という形で出てまいりますけれども、その放射性セシウム濃度は最大でもキログラム当たりでございますが、3,000ベクレル程度ということで、施設周辺の皆様とお約束をいたしました5,600ベクレルを大幅に下回っているという状況でございます。

燃え殻、焼却灰のセシウム濃度だけではなくて、当然のことながら排ガス等のセシウム濃度ですとか、あるいは最終処分場の放流水ですとかのセシウム濃度もはかっておりますし、施設周辺の敷地境界の空間線量、そういったものもはかっております。排ガスに関しては放射性セシウムは検出せず、それから敷地境界などの空間線量につきましても焼却試

験を行う前の空間線量と比べて上昇は見られなかったというふうな結果が環境省のホームページには公表されているところでございます。

○木村幸弘委員 そうすると、県のほうの担当部署とすれば、今回の実証試験についてはそれはあくまでも環境省が行っていることで、直接何か管理運営にかかわる、タッチする分担というか、任務というものが具体的にはないということでしょうか。

○大泉資源循環推進課総括課長 廃棄物処理法、それから放射性物質汚染対処特別措置法に基づきまして大東清掃センターに限らず一般廃棄物の焼却施設、あるいは最終処分場等については立入検査等を行っています。

この大東清掃センターの件に関しましては、こういった形でデータ等も公表されておりますし、また私どもも実際に大東清掃センターのほうにお邪魔をいたしましていろいろお話を伺ったりしているというところでございます。

○喜多正敏委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど神崎委員の質疑の際に一部答弁漏れがありましたので、執行部の発言を許します。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 失礼いたしました。先ほどの答弁の中で再生可能エネルギー導入に当たっての課題につきまして漏らしてしまいましたので、改めて説明させていただきます。

まず、メガソーラーにつきましては、大体2メガクラスで3ヘクタールか4ヘクタールの一団の土地が必要というふうにされております。その関係でやはり関係法令等の調整に時間を要することというのが一つ課題かなというふうに思っておりました。

また、風力につきましてはやはり出力が不安定でございますので、電力との接続に当たりましては、今ですと一定枠に対して募集抽せん方式がとられておりますので、より接続に制約があるなというふうに考えております。また、適地の場所が風力ですと限られているようなところがございますので、やはり用地関係の法令との調整、あるいはアセス手続に時間を要する、これによって開発期間が長くなるというふうな課題があるというふうに認識しております。

あと最後に、導入候補地39カ所の中で県有地として私2カ所というふうにお話ししましたけれども、3カ所の間違いでございましたので訂正させていただきます。以上でございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第2号平成24年度岩手県一般会計

補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうちそれぞれ保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**浅沼副部長兼保健福祉企画室長** 議案第2号のうち保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の議案（その2）の4ページをお開き願います。議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費63億8,221万6,000円の増額のうち5項災害救助費を除く2億3,811万円の増額と4款衛生費3億7,235万5,000円の増額のうち1項公衆衛生総務費の1億5,385万9,000円の増額で、合わせて3億9,196万9,000円の増額補正であります。当部関係の補正後の歳出予算総額は、今回補正のない当部関係諸支出金等を含め1,354億7,039万8,000円となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の15ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億278万2,000円の増額は、東日本大震災津波の影響により弱体化した福祉コミュニティの復興を図るため、市町村等が実施する地域の支援体制の構築及び住民のニーズ把握等の事業に要する経費を補助しようとする福祉コミュニティ復興支援事業費補助であります。

16ページにまいりまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,532万8,000円の増額は、東日本大震災津波により被災した放課後児童クラブの複合化及び多機能化を図るため、市町村が実施する施設の整備に要する経費を補助しようとする児童福祉施設整備費補助であります。

次に、18ページに飛んでいただきます。4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費1億5,385万9,000円の増額は、東日本大震災津波により被災した応急仮設住宅入居者等に対して脳卒中や肥満を初めとした生活習慣病の予防対策を支援しようとする被災地健康維持増進費であります。なお、当該事業費のうち被災者健康づくりサポート事業費補助は、被災者の健康の維持及び増進を図るため、応急仮設住宅入居者等を対象とした健康づくり事業に要する経費を補助しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○**喜多正敏委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木長寿社会課総括課長 議案（その3）の37ページをお開き願います。議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

内容につきましては、お手元に配付しております資料で御説明を申し上げます。まず、1、改正の趣旨についてですが、保健福祉部関係の手数料のうち介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を減額し、あわせて介護支援専門員実務研修受講試験の指定試験機関等の名称の変更に伴い所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容についてですが、まず初めに介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額の減額について御説明いたします。介護支援専門員実務研修受講試験手数料には、試験問題の作成事務に係る手数料と試験事務に係る手数料の二つが条例で規定されております。今回改正しますのは、試験問題の作成事務に係る手数料のほうでございまして、この手数料を現行の1,000円から700円に減額しようとするものです。

次に、介護支援専門員実務研修受講試験の指定試験機関等の名称の変更について御説明いたします。指定試験機関等につきましては、現行条例では試験問題の作成を行う機関と試験事務を行う機関の二つの機関が規定されておりますが、今回改正を行うのは試験問題の作成を行う機関の名称のほうでございまして、試験問題の作成を行う機関につきましては、現行条例には財団法人社会福祉振興試験センターが規定されておりますが、当機関が本年4月1日から公益財団法人に移行したため、名称を公益財団法人社会福祉振興センターに改めるものでございます。

最後に、施行期日についてですが、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 まずは、手数料が下がるということは喜ばしいことなのですが、どうして試験問題の作成事務に係る手数料を下げたのかなということですか。また、介護支援専門員は数が少なく、いろんな介護保険の事業所の中でケアマネジャーが足りなくて困っているのだというふうなことであります。介護現場では介護職も足りない、それから看護師も足りない、介護支援専門員も足りないというふうな実態でありますけれども、あわせて県として介護支援専門員不足に対してはどのようなふうな所見で、そしてどのような方策をとっていくおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○鈴木長寿社会課総括課長 まず1点目の御質問の試験問題の作成事務に係る手数料がなぜ減額されたのかにつきましてでございますけれども、公益財団法人化に伴いまして問題

作成に係る諸経費の一部の消費税が非課税扱いになったことにより経費が削減されたため見直しを行った結果 700 円という額に減額されたということでございます。

2 点目の介護現場ではケアマネジャー等が足りなくて大変であるということでございますが、まず現場で仕事をしておりますケアマネジャーですけれども、5,000 人ほど登録している中で、延べでございまして、2,090 人が仕事についておられます。神崎委員御指摘のように現場でケアマネジャーはいろんな仕事に携わって非常に大変であるということもございまして、県としてはケアマネジャー支援センターをNPOいわての保健福祉支援研究会に設置しまして、平成 23 年度から現場におけるさまざまな悩みや相談を受け付けて支援しているところでございます。

また、国におきましても現場でのケアマネジャーの仕事が大変であるということ、あるいは質の向上という観点から今年度見直しを行うと伺っておりまして、そのような状況も見ながら、県としても今後とも必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 今どこの市町村でも介護施設の介護ベッドが足りないのだと言って、計画的に整備を進めているところなのですが、介護施設を建てれば必ず介護支援専門員がいなければならないので、ハードは整備してもスタッフがそろわなくてなかなか進まないのではないかなというふうな危惧をしております。

そこで、先ほどNPOいわての保健福祉支援研究会にケアマネジャー支援センターというふうなお話をされたのですが、これは全然抜本的な対策にはなっていないと思うのですが、それも含めて介護支援専門員の数をふやす、それから試験を通った方に対して現場についていただく、そういうふうな県の支援が必要だと思いますが、もう一度その点をお伺いいたします。

○**鈴木長寿社会課総括課長** ケアマネジャーの数の足りなさについてでございますけれども、まずケアマネジャーの実務研修受講試験のうち一定の職種についてなかなか合格率に達していないということもございまして、その辺を中心にまずは合格率を全体に上げていくというふうなことが必要と考えています。

また、ケアマネジャーがいろいろ日ごろの悩み、あるいは実務段階で必要な知識を習得できるように、県では財団法人岩手県長寿社会振興財団に実務研修を初めとしまして基礎研修あるいは専門研修といったところの研修を委託して、必要な数のケアマネジャーの人数の確保に努めているところでございます。

○**神崎浩之委員** 全く答弁になっていないのですが、いいです。

○**喜多正敏委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 45 号被災者の医療費免除の期限延長を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○藤原健康国保課総括課長 お手元に別途配付しております被災者の医療費免除の期限延長を求める請願に係る説明資料をごらんいただきたいと思います。1 枚物の資料でございます。

1 の医療費の一部負担金に係る免除の取り扱いでございますが、被災された方々の医療を受ける機会を確保するため、表のような免除要件に該当する方の一部負担金を免除する取り扱いが行われております。なお、この要件に該当する方につきましては、医療保険者から免除証明書の発行を受け、これを医療機関等の窓口で提示することとなっております。

2 の免除対象期間でございますが、本年 9 月 30 日までとなっております。参考として、これまでの経緯を申し上げますと、一部負担金の免除につきましては発災以降、平成 24 年 2 月末までの措置が平成 24 年 9 月末まで延長されている状況でございます。それから、入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額の免除措置につきましては、平成 24 年 2 月末で終了してございます。

3 の本県の免除証明書の交付状況についてでございますが、本年 3 月末現在の状況は国民健康保険においては全県で 2 万 9,461 人、沿岸 12 市町村では 2 万 7,101 人、これは沿岸 12 市町村の被保険者の約 29%に当たります。それから、後期高齢者医療では全県で 1 万 2,048 人、同じく沿岸 12 市町村で 1 万 915 人、これは沿岸 12 市町村の被保険者の 24%に当たりますが、このような状況となっております。

4 の国の財政支援でございますが、医療保険者が被保険者本人にかわって立てかえ払いをした所要額は国費で補てんされることとなっております。平成 23 年度は国民健康保険災害臨時特例補助金と特別調整交付金、平成 24 年度は国民健康保険特別調整交付金で補てんされることとなっております。

なお、県といたしましても 6 月に厚生労働省に対して一部負担金免除期間の延長を要望しているところでございます。以上です。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○及川幸子委員 ただいま説明がありましたけれども、本県沿岸部の 2 万 7,101 人のうち、後期高齢者は別としても、この方々で仕事につかれたと思われる方はどのくらい把握していますか。

○藤原健康国保課総括課長 申しわけございません。この中の内訳については、保健福祉部のほうでは把握しておりません。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでございますので、これをもって意見交換を終了いたします。お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第46号医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○野原医療推進課総括課長 それでは、便宜お手元に配付してございます5ページ物の資料によりまして参考説明をさせていただきます。説明につきましては、この資料にございます昨年6月17日に発出されましたいわゆる厚生労働省医政局長等5局長通知の内容についてを中心に御説明を申し上げます。

こちらの厚生労働省医政局長等5局長通知の概要でございます。2段落目をごらんいただければと存じます。質の高い医療、介護サービスを安定的に供給する体制を確保するためには、看護師等が健康で安心して働ける環境を整備し、雇用の質を高めていくことが喫緊の課題であることから、医療行政と労働行政が共通認識を持って勤務環境の改善に向け

た取組みを行っていくことが重要であるとして関係5局長連名により昨年6月17日に通知が発出されたものでございます。この件につきましては、上段に記載がございますとおり平成22年11月、厚生労働大臣の指示により省内にプロジェクトチームが設置され、そちらの報告書をもとにまとめられたものでございます。

通知につきましては、二つ目の丸に戻っていただきまして、各都道府県労働局長及び各都道府県知事のほか、日本医師会等関係団体に対して発出されておりました、県に対しましては医療関係部局と労働関係部局の十分な連携などが求められているものとなっております。

通知の内容といたしましては、三つの内容となっております。一つ目が勤務環境の改善、職場づくり、二つ目が人材の育成、確保、人づくり、三つ目が地域における推進体制の整備、ネットワークづくりとなっております。

2ページにまいりまして、本県の看護職員の状況について簡単に御説明申し上げます。就業の状況でございますが、2年に1度統計をとってございます衛生行政報告例によります就業看護職員の状況でございますが、近年本県の就業看護職員数につきましては1万6,000人前後で少しずつ増加の傾向をしてございます。なお、平成22年度1万6,440人のうち1万人弱が病院勤務の看護職員となっております。

2番目の看護職員の離職の状況でございますが、離職率につきましては本県、全国ともに近年は若干低下の傾向ではございます。平成22年度は、本県は6.8パーセントであり、全国11.0パーセントに比べまして若干低い離職率となっております。

離職の理由でございますが、ほかの看護職に転職といったものが一番多く27.5パーセントのほか、本人の健康上の理由などとなっているものでございます。退職の年齢を見ますと30歳以下の若年層が最も多く35.6パーセント、また51歳以上が30.0パーセント、この年代が高いものとなっております。

対策といたしまして、国の取り組みといたしましては、一つ目の診療報酬の見直しといたしまして、平成24年度診療報酬改定でプラスの0.004パーセント改定、平成22年度からの急性期の入院基本料に対する看護補助加算の創設でございます。そのほか出産、育児、介護休業等が確保される看護職員配置への配慮等が盛り込まれたところでございます。そのほか新人看護職員の卒後臨床研修が努力義務化をされてございます。

3ページにまいりまして、この厚生労働省医政局長等5局長通知に関連をいたします看護職員の勤務環境改善に係る県の取り組みでございますが、看護管理者等を対象といたしました就労環境改善研修事業の実施、岩手労働局が設置しております検討会への参画等、労働行政との連携の取り組み、新人看護職員に対する研修体制の整備、認定看護師育成支援事業の実施などの取り組みを行っているところでございます。

看護職員の状況については以上でございます。

○鈴木長寿社会課総括課長 引き続きまして、資料の4ページをごらんください。介護職員の状況について御説明を申し上げます。

まず、就業状況でございますが、この表の下の方に書いておりますが、介護サービス施設・事業所調査——これは厚生労働省の調査で、毎年10月1日現在で調べているものでございます。ごらんのように施設、居宅、地域密着型でそれぞれ介護職員を雇用しております、平成20年度、平成21年度、平成22年度とごらんのように雇用人数はふえてきております。

次に、2番目の介護労働者の離職の状況でございますが、岩手県と全国の状況につきまして介護労働実態調査——これは財団法人介護労働安定センターが10月1日現在で調べているものでございますが、抽出調査でございます、必ずしも悉皆調査ではございませんので、ある程度の傾向ということでごらんいただきたいと思っております。岩手県につきましては、平成20年度14.1パーセントから平成21年度にたん10.3パーセントに下がりましたが、平成22年度にまた12.9パーセントということで、全国平均に比較すれば少ないものの、高い離職率になってございます。

離職の理由として、(2)に記載しておりますけれども、仕事の負担についての悩み、不安等についての回答が多かった項目につきましては、仕事内容の割に賃金が低い、有給休暇がとりにくい、人手が足りないの順になっておりまして、これにつきましては、いずれも全国平均を上回った数値となっております。

5ページをお開きいただきたいと思っております。これまで介護職員の確保あるいは人材育成に関しまして県が実施してきた施策でございます。まず(1)、処遇の改善につきましては、介護報酬は3年に1度見直されるものでございますけれども、平成15年度、平成18年度はマイナス改定でしたけれども、平成20年5月に介護従事者等の処遇改善に関する法律ができた関係もございまして、平成21年度、平成24年度にはプラス改定になってございます。

平成21年10月から平成23年度までは介護職員処遇改善臨時特例交付金が創設されまして、結果として介護職員1人当たり月額1万5,000円程度のアップにつながっております。

3番目として、介護職員処遇改善臨時特例交付金は平成23年度で終わりましたけれども、今年度の介護報酬改定におきまして介護職員処遇改善加算という形で同様の措置がとられてございます。

(2)の人材の確保及び育成でございますけれども、一つ目は平成21年度から働きながら介護資格、介護福祉士でありますとかホームヘルパー2級の資格を取得できるよう介護雇用プログラムが創設されまして、介護現場における人材確保と育成が図られてきております。

また、二つ目でございますけれども、東日本大震災津波で被害を受けた沿岸市町村の介護事業所の人材不足解消、あるいは雇用機会創出を目的といたしまして、昨年度から緊急雇用創出臨時特例基金を活用しまして、被災地介護サービス事業所人材確保事業を実施しているところでございます。以上でございます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**神崎浩之委員** 今の説明の中で二、三確認をさせていただきたいのですが、2ページの2の(2)に離職の理由というのがあります、転職が27.5パーセントと最も多いということなのですが、この転職先というのは、例えば夜勤のない施設の看護師をする、または介護施設、どちらのほうに行かれていますのかなということをお聞きしたいと思います。

それで、いろいろと理由が書いてあるわけなのですが、当局としても看護職員不足というのは把握していらっしゃると思いますけれども、その辺の認識と、それからなぜ看護職員不足になっているのかということをお聞きしたいです。

それから次に、4ページでありますけれども、ここでもやはり離職の理由ということなのですが、ここでも離職された方がどういうところに行って再就職されているのかということがわかれば教えていただきたいです。仕事の内容の割に賃金が低いということが一番多いわけなのですが、5ページ目の処遇の改善ということで、介護職員処遇改善加算制度というのが4月から正式スタートしているわけなのですが、これは介護施設の医療職、看護職については対象になるのかどうか。あわせて介護施設の中の看護職員不足について当局ではどういうふうにとらえていて、それに対する対応についてはどういうふうに対応をなさっているのかをお伺いいたします。

それから、最後三つ目なのですが、この請願にかかわることでもありますけれども、例えば岩手県の県立病院の医療職の給料というのは、だれがどこで決めているのかということをお聞かせいただきたいです。医療局が云々とかでなくて、現場の医療従事者の中で決定しているのか、それとも事務屋が決めているのかというふうなことであります。ざっくりとどこで県立病院の医療職、医師、看護師も含め、この給料体系というのは決めてきたものであるのかということなのです。

それで、例えば本県の場合は東北の医療機関なり東京の医療機関との賃金格差というのはどういう状況になっているのかもわかる範囲で教えていただきたい。

○**野原医療推進課総括課長** まず、看護職員関係では幾つか御質問いただきましたが、転職先ということがございます。こちらにつきましては、年代や勤務している病院によってやはり多少違ってくるのではないかと考えています。例えば出産や育児を起点とした転職の場合、スキルアップを目指した転職の場合、または50代を過ぎて少し落ち着いた環境を求めていく場合など、さまざまありますので、一律にその要因というのは我々も把握していないものでございますが、神崎委員からも御指摘がありますとおり一般的な傾向といたしまして、やはり病院や診療所への就業よりも介護関連施設や社会福祉施設、事業所等へ就業したというのがふえている傾向にあります。

次に、看護職員不足の認識とその原因です。本県の看護職員不足の状況につきましては、5年に1度看護職員需給見通しによりまして需要とその見通しについて整理をしているところでございます。こちらの平成22年に策定した需給見通しにつきましては、平成27年の看護職員需要数1万7,170.6人に対して供給数1万6,433.2人と734人の不足が見込ま

れ、現在も 700 人弱の不足があるところがあり、引き続きこの看護職員不足というのは厳しい状況が続くというふうに理解をしています。

その要因につきましては、多数ございます。神崎委員から御指摘ありましたとおり、この看護職現場の勤務環境が非常に厳しくなっているということ、そのほかにも本県の一つの要因といたしましては県内看護職員養成施設の卒業生の県内就業率、これがやはりこの 10 年ぐらい低下をしてきているということもあろうかと考えています。例えば平成 10 年度は 58.2 パーセントの卒業生が県内の医療機関に就業していたものが、平成 22 年度には 42.6 パーセントになるなど、かなり低下しています。これに対しましては、看護職員の修学資金の拡充、また資金の貸付額の拡大などを近年行っておりまして、平成 23 年度の県内の医療機関への就業率については 50.1 パーセント、直近の平成 24 年度は 50.8 パーセントと若干ではありますが、この就業率が持ち直しをしてきているというふうに考えています。そのほかにも県内の高校生に対して、看護の魅力をきちっと発信をしていく看護職員への就業に向けた取り組みなど、さまざまな視点で看護職員確保対策を、いわて看護職員確保定着アクションプランにより進めているところでございまして、こうした課題について引き続き努力をしていきたいというふうに考えています。

○鈴木長寿社会課総括課長 まず 1 点目のお尋ねの離職した介護職員がどこに行っているかということですが、詳しくは把握してございませんが、いわゆる業務独占ではなく、そのままおやめになって、これは想像するところですが、御家庭に戻ったり、あるいは他の産業のほうについていらっしゃる方もおられるかと思えます。

ちなみに、賃金が低いということにつきましてですけれども、平成 22 年度のデータで財団法人介護労働安定センターが行いました介護職員の賃金の状況と、それから岩手県の全産業の平均の統計で、単純な比較になりますけれども、介護職員が 75 パーセントで全産業の方々よりも低いというふうな状況でございます。

それから、2 点目のお尋ねですけれども、介護職員処遇改善加算制度により加算になった分について、医療職、看護職が入っているかということのお尋ねでございますけれども、これにつきましては介護職員の賃金改良ということで、介護職員だけを対象にして加算しておりますので、医療職、看護職は入っておりません。

なお、県といたしましては、介護職員に限らず、介護に従事する職員全体につきましての待遇改善、処遇改善の向上につきまして先般国に要望しておるところでございます。

○今野医師支援推進監 県立病院の医療職の給与決定につきましてのお尋ねということでございます。県立病院につきましては、地方公営企業法が適用となるということで、それ以外の職員とは若干違う給料の決定ということではございますが、県立病院の医療職につきましても人事委員会の勧告を受けた一般職の給料表の内容に準じまして、それを踏まえて医療局において決定がされておるというふうに認識されておるところでございます。

それから、東北各県あるいは全国との賃金の格差ということですが、その決定に当たりましてはそういった東北あるいは全国との比較といったようなものについても勘

案した上で決定されているというふうに認識しているところです。

○**関根敏伸委員** 若干御質問いたします。

今の看護職、介護職の労働実態等詳細に御説明をいただきました。相単純に増員がなされれば労働環境の改善が図られて離職率が低下すると、まずそういう相関関係になっているのだなというのは理解をいたします。看護職が非常に不足をしている中で全国的に見ても離職率が低いというふうな形で、現場で頑張っている方々の労働環境を改善してあげたいと、そういう思いはありますし、言っていることはそのとおりのだろうと思いますが、ただこの中の請願項目1で、労働時間の短縮とか時間外労働の削減とあり、それはそうだと思うのですが、長時間夜勤の規制について、例えば勤務から勤務までの間隔を12時間以上あけることと具体的な要望内容が含まれているわけなのですが、実際県立病院等でも今の状況の中で、恐らくそれぞれ無理をされながら頑張っていると思うのですが、この請願内容にあるような要望事項が具体的に医療、介護職の労働現場で適用されるとしたときに、逆に持続的な医療、介護職の方々の労働提供ができるのかなということが若干危惧をされるのですが、その辺の実態についてはどのようにとらえたらよろしいのでしょうか。

○**野原医療推進課総括課長** 勤務の状況につきましては、やはり関根委員からお話ありましたように夜勤に対して2交代とか3交代という形が今ございますけれども、3交代の病院では本県ですと月に7.4回夜勤を行っている、また2交代の病院でも月4.5回夜勤を行っているなどやはり厳しい状況にあるというのは我々も認識しているところでございます。

一方で病院が診療報酬という形で入院基本料というのを診療報酬でいただいております。この基準となるものとして看護職員の夜勤の体制を、例えば月72時間以内にしないと入院基本料が取れないというような縛りもございます。これは勤務関係の向上に寄与する一方で看護職員不足に非常に苦しんでいる地方の病院にとって、この診療報酬が取れないというような声もあるというふうに理解をしております。これに関しましては、勤務環境の向上をきちっと進めていくということはもちろんでございますが、それを担保する診療報酬制度でありますとか、そういったものをきちっと国のほうで提供していただいで進めていく必要があるのではないかとこのように考えています。

○**木村幸弘委員** まず最初に、先ほど看護職の不足が700人ちょっとであったという話をいただきましたけれども、この不足の状況というのはどういうふうな推移の中にあるのかということで、先ほど県内看護職員養成施設の卒業生の関係で就業率が一たん落ち込んでいたものがまた上がってきているというお話もございましたけれども、それとの関係も含めて、人員不足の傾向というか、その推移を改めて確認をしたいと思えます。

それから、あとは介護職の関係ですが、処遇改善の対応について、資料によると②のところ平成21年度の介護職員処遇改善臨時特例交付金による支給実績は括弧書きで報告をいただきましたけれども、総じてこれらの処遇改善の実績というのはその後どういうふうに移ってきているか、改善の方向なり、離職していく関係と制度の効果がどうというふう

な形であらわれているか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 まず、看護職員の需給の状況でございます。これは5年に1度需給見通しという形で行ってございますが、前回の平成21年度までの第6次需給見通しによりますと、やはり600人ぐらいの不足が5年間続くのではないかとという形で見通しを立てまして、結果としてそのギャップについてはある程度埋まる方向で第6次については進みました。第7次につきましては、やはり700人弱不足している状況から、5年後の平成27年度においても、これは各医療機関に今の診療報酬上の状況で患者の安全を守るためにどれぐらい看護職員が必要ですかという形でアンケートをとりまして、それをもとに需要が今後どれぐらい伸びていくかということ積み上げました。一方では県内の看護職員については、さまざま施策を我々は打っておりますので、看護職員の修学資金によりましてある程度人数がふえていくのではないかと、また、勤務環境改善によって政策転向が見込まれてくるのではないかとということで、供給側の状況も政策方向にあわせて示してございます。

それを踏まえましても、やはり今後の医療機関の看護職員の不足の状況というのは、さらに看護業務の高度化、専門家が進むということもかんがみて医療現場の、また介護系のほうも引き続きこの5年間は需要が高まっていく。一方で供給側のほうも少しずつ努力はしていくもののまだそこに追いついていくのは難しいというのが今後の5年間で踏まえお示した状況でございます。

○鈴木長寿社会課総括課長 平成21年度には資料5ページに記載しておりますとおり1万5,000円程度の支給アップでございますけれども、平成22年度につきましても同様に約1万5,000円程度の賃金改善がなされたところでございます。平成23年度につきましては、まだデータがまとまっておりませんので不明でございますが、総じてどのような効果があったかということですが、そういうふうにしてもなお全産業に比べてもまだ低賃金だということがございますので、先ほどの神崎委員の御質問でもございましたけれども、基本的に待遇改善に係る介護報酬の増のところを要求しているところでございますし、同様に介護職員処遇改善臨時特例交付金にしても介護職員処遇改善加算制度にしても、その要件の一つとしてキャリアパス、つまり5年働けば、あるいは10年働けば主任になれる、15年働けば係長等ある程度の管理職になれるということをはっきり示すことが要件になってございますので、そうしたことが浸透していけばある程度職の安定、定着につながるのではないかと期待しているところでございます。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○関根敏伸委員 請願の願意はそのとおりだというふうに思っておりますし、勤務環境改善というものがとにかく医療や介護の継続した安定的な、持続的な提供というところにつ

ながっていくと理解いたしますが、今質問いたしましたとおり勤務の実態等とあわせて診療報酬等も踏まえた医療政策とも密接に関係してくる部分もあるのかなと思いますし、あと請願項目2の部分で医療、社会保障予算を先進国並みにふやして、ゆとりを持って働ける水準に増員するというはそのとおりだと思いますが、請願項目3では逆に医療、介護の国民負担を減らせと、こういうなかなか厳しい要求もあるようございまして、もう少し全体的な背景を踏まえて勉強してみる必要があるのかなというふうには思ひまして、継続を主張したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 それでは、今継続審査との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第47号子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○藤原健康国保課総括課長 お手元に別途配付しております子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願に係る説明資料をごらんください。

この医療費助成制度は、乳幼児に対して適正な医療を確保することにより心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図るために実施しているものであります。

最初に1、本県の子どもの医療費助成制度について説明いたします。対象者は、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる就学前の乳幼児を対象としております。

対象者については所得制限を設けており、例えば配偶者及び子供1人を扶養している場合の所得制限の限度額が348万円となっております。

受給者負担につきましては、入院にあっては1レセプト当たり5,000円まで、入院外にあっては1レセプト当たり1,500円まで受給者の方に負担をしていただいております。ただし、受給者が3歳児未満である場合、それから監護者等が市町村民税非課税者である場合には自己負担はございません。

また、給付方法につきましては、償還払い方式をとっておりますが、受給者の方が市町村の窓口はこの申請書を提出する手数を軽減するため、本県では医療機関の窓口でその手続を可能とする、いわゆる自動償還払いの方式をとっております。

県の助成であります。市町村が助成した額の2分の1を県が補助しており、平成24年度の当初予算では4億5,100万円余となっております。

今回の請願に沿って助成を拡大した場合の県費への影響額でございますが、対象者を就学前から中学校卒業までに拡大した場合、それから所得制限を撤廃した場合、受給者負担を撤廃し無料とした場合等、このような所要額がかかることとなります。これらをすべて実施した場合、約17億9,000万円が新たに必要となります。

続きまして、2の県内の市町村の状況についてでございますが、ここにあらわしております県準拠とは、県の補助金交付要綱どおりに助成を行っている場合を指しております。それから、独自に対象年齢の拡大や所得制限の緩和、自己負担の軽減を行っている市町村がこの表のとおりとなっております。

また、3の国における乳幼児に係る医療費の一部負担金の軽減措置でございますが、現在のところ就学前までの児童の一部負担金、これが2割に軽減されてございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。4の療養給付費等負担金等の減額調整についてでございますが、現在国におきましては地方単独事業による医療費一部負担金の現物給付負担を行った場合、医療費の増加を助長するおそれがあるということから、療養給付費等負担金等を減額する仕組みとなっております。

これを受けまして本県では市町村と協議をいたしまして、平成7年以降償還払い方式を採用しておりますし、平成22年に改めて市町村の意向を確認しましたところ、現物給付化は望ましいが、減額措置が継続されている状況では厳しい財政環境の中で現物給付化は慎重に考える必要があるとの意見が大勢でございました。

また、県といたしましてもこのような減額措置につきましては撤廃するよう国に対して要請をしているところでございます。以上でございます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ないようでありますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県保健医療計画の見直しについてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋企画課長 それでは、岩手県保健医療計画の見直しについて御説明申し上げます。

さきの2月定例会以降の環境福祉委員会におきましては、国の医療計画の見直し等に関する検討会での議論を踏まえた医療計画見直しの方向性や今後のスケジュール案等について説明させていただいたところでございますが、本日は本年3月末に新たな医療計画作成指針等が国から示されましたことから、その指針等の概要でありますとか、当該指針等を踏まえました二次医療圏の設定の見直しに係る検討事項等を説明させていただくとともに、今後のスケジュール案についても若干変更がありましたので、改めて説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております資料、岩手県保健医療計画の見直しについてによ

り説明させていただきます。一つ目の現行計画の概要については説明を省略し、2の医療計画作成指針等の概要にまいります。先般国から示されました指針の主な変更点としましては、順にがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病に加え、精神疾患の医療体制構築が新たに追加されたこと、在宅歯科医療を含む在宅医療の連携体制に求められる機能を明示することが求められていること、また疾病、事業ごとにPDCAサイクルを推進することとされ、全国共通指標等による課題の抽出、評価可能な数値目標の設定と達成のために必要な施策の記載、定期的な評価の実施といったことが求められていること、歯科医療の果たす役割を明示することが改めて求められていること、医療従事者の確保については地域医療対策協議会において決定した具体的な施策を記載するとともに、医師の地域への定着が図られるよう地域医療支援センター事業等について記載することが求められていること、そのほか後ほど改めて説明いたしますが、一定の要件に満たない二次医療圏は設定の見直しを検討する必要があること、また東日本大震災津波を踏まえた災害時における医療体制の見直しが必要あることなどについて示されたところであり、これらを踏まえ現計画を見直すものであります。

また、あわせて次期計画には本県独自の取り組みとして東日本大震災津波からの復興に向けた取り組みや県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動を初めとした医療連携体制構築に向けて提言されたことについて盛り込むことで検討しているところであります。

次に、資料の裏面にまいりまして、3の二次医療圏の設定の見直しについてであります。二次医療圏につきましては地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として設定することとされているものであります。今回の国の作成指針においては人口規模が20万人未満の二次医療圏については入院に係る一体の区域として成り立っていないと考えられる場合、特に流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合に設定の見直しを検討するというふうにされております。

しかしながら、本県におきましては(2)に記載しておりますとおり、地理的条件、交通事情等の観点では、従来の広域市町村圏との関連、保健所所管区域等との整合の観点、さらに医療の需給状況の観点などを考慮しますと、(3)にございますように現時点では現行の九つの二次医療圏を維持することが妥当であると考えられるものであり、先般6月22日に開催されました岩手県医療審議会医療計画部会においてこれらをお示しし御意見を伺いましたところ、本県では山間地が多く季節により交通事情が大きく異なることに配慮すべき、復興期であり患者の流出の状況が流動的であること、あるいはがん連携拠点病院など現在の二次医療圏を単位として整備してきた経緯があることなどの御指摘もいただきまして、現時点におきましてはおおむね現行の九つの二次医療圏を維持する方向を持って審議を継続しているところでございます。なお、最終的には本年6月に実施しました岩手県患者受療行動調査の結果も踏まえ、改めて岩手県医療審議会に御意見を伺い取り扱いを決

定することとしております。

最後に、4の今後のスケジュール案についてでございますが、岩手県医療審議会医療計画部会を中心に策定作業を進めることとし、現時点では(1)のとおり3回ほど御審議をいただいたところであります。今後は、6月末を期限として各医療機関にお願いしていただきました医療機能調査等の結果に係る分析も踏まえ、11月に中間案を作成することを目途に岩手県医療審議会医療計画部会で審議を進めるとともに、中間案につきましては環境福祉委員会に御報告させていただくよう考えております。以降は岩手県医療審議会医療計画部会の審議とあわせてパブリックコメント等の実施を進めながら、2月には岩手県医療審議会からの答申を受けて、明年、平成25年4月の施行を考えているところでございます。

以上で岩手県保健医療計画の見直しについての説明を終わります。

○千田障がい保健福祉課総括課長 それでは、全国障害者スポーツ大会について御報告申し上げます。

先日全国障害者スポーツ大会岩手県準備委員会を開催いたしましたので、この関係について御報告するものでございます。全国障害者スポーツ大会についてという表題の1枚物の資料をごらん願います。

まず、1では、全国障害者スポーツ大会の概要を説明いたします。この全国障害者スポーツ大会は、毎年都道府県の持ち回りによりまして国体終了後に国体の開催都道府県で開催することとされております。平成28年度の第16回大会は、岩手県で岩手国体の後に開催を予定しているものでございます。

(1)のこの大会の目的ですが、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進することを目的とするとなっております。

(2)の主催者は、厚生労働省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地都道府県等となっております。この等というところには競技会場が決まりましてから会場の市町村が入ってまいります。

(3)の競技内容は、個人競技6競技が①から⑥まで、団体競技7競技が⑦から⑬までで計13競技となります。また、※印で記載しておりますように13競技以外の競技をオープン競技として実施することができます。

(4)の参加人数ですが、これはこれまでに開催した県の状況ですけれども、選手団約5,500人という状況でございます。

(5)の開催地及び開催時期等でございますが、アの開催地につきましては秋季国体の開催地の都道府県ということでございまして、①の北海道、東北での開催状況、あるいは②の近年の開催地の状況、これは予定を含めてでございますが、これにつきましては記載のとおりでございます。イの開催時期につきましては、原則として秋季国体の直後とされておりまして、具体的な日程につきましては厚生労働省等との協議により決定することとなります。ウの大会会期ですが、これは3日間となっております。ここまでが全国障害者スポーツ大会の概要でございます。

なお、資料では記載してございませんけれども、この大会を通称全スポというふうと呼んでおりました、今後この呼び方を耳にすることも多いかと存じます。

次に、2の第16回全国障害者スポーツ大会岩手県準備委員会についてでございますが、これは岩手県開催に向けて準備を推進するために設置されたものでございます。第1回準備委員会の概要につきましては、(1)に記載のとおりでございます、開催日は6月18日でございます。

内容は、①の説明事項としまして、全国障害者スポーツ大会の概要などを説明の後、②の議事が進められまして、委員長に岩手県障がい者社会参加推進センターの田村センター長を選任の上、募金、企業協賛推進を第71回国民体育大会岩手県準備委員会と連携し一体的に実施するということにつきまして審議し、承認をいただいたところでございます。

(2)の今後の予定としましては、第1回を含めまして年度内に3回の開催予定としており、基本計画等の策定を進めていく予定としております。

報告は以上でございます。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○飯澤匡委員 保健医療計画の見直しについてちょっと確認したいと思います。

疾病、事業ごとのPDCAサイクルの推進ということで、今回は5疾病のがん、脳卒中等の部分ですよね。地域リハビリテーションとの関係について、岩手県でリハビリテーションの関係ですと雫石町の財団法人いわてリハビリテーションセンター等、そういうところで集中的にリハビリテーションをするというようなその機能の分担が求められるわけですが、この辺について見直しの予定があるのかどうか、そこまで踏み込むのかどうか、その点について今回保健医療計画に、どのように見直されるのかされないのか、お伺いしたいと思います。

○高橋企画課長 医療の需給状況を改善するための具体的な措置として連携の推進であるとか、医療従事者の確保等、個々具体的に計画に盛り込むことが求められておりますので、そういった中でもリハビリテーションについて検討していく必要があると考えております。

回復期病床が整備されていない圏域においての空き病床の活用の方策であるとか、あるいは社会福祉士、保健師等の確保などとか、あるいは飯澤委員からお話がありますようにリハビリテーション支援センターによる広域支援センターへの作業療法士の派遣などのように、センター病院と地域の病院の連携を深めるいろんな方法が考えられるかと思いますが、こういったことについては関係者の御意見を伺いながら、専門職種の育成等も含めて検討を進めていきたいというふうに思っています。

○神崎浩之委員 放射線の健康影響調査の尿検査にかかわってと、それからいわて障がい福祉復興支援センターについて、この際お聞きをいたします。

一般質問の中で岩淵議員を初めこの問題に触れていただきました。前回の議会では検討するという、それから今回では実施に向けて検討するというような答弁だったと思います。私は医師会で実施いたしました6月30日、それから7月1日の一般の方を対象にし

た放射線健康影響に関する講演会に行ってきました、講演の内容よりもそれが終わってからの一般の方の質問をすごく興味深く聞いてまいりました。やはりお母さん方は外部被曝、それから内部被曝、それから食品について非常に迫る質問をしておられたようであります。そこで、一般質問の語尾というか、実際どの部分については実施するのかということをご場で確認をさせていただきたいと思っております。

まず一つは、尿検査の実施についてであります。これについては、132人のうち119人が尿中から微量ではありますが放射性セシウムが検出されておりますし、数値の高い子供さんもいらっしゃるということ、その中で心配なさっているのは1回の尿検査で、それが上昇する傾向なのか、下がっていくのかというふうなことも心配なさっているというふうなことなので、この尿検査について継続実施するのかということの確認があります。

それから、子供に対する聞き取り調査であります。子供に対する影響ということで、食料との関係で心配なさっているということです。

それから、三つ目は甲状腺検査の実施についてということで、これらについて再度確認をさせていただきたいと思っております。

なお、尿検査の実施についてなのですが、地元では継続実施だけではなくて、前回対象から外れた方、新規の方もなおいまだに実費でやっていらっしゃる方もいるわけでありまして、新規の前回対象を外れた方についても実施してほしいというふうな要望がありますので、あわせて伺いをしたいと思っております。

○野原医療推進課総括課長 神崎委員から幾つか放射能の御質問をいただきました。まず最初の健康影響調査の継続についてでございます。その考え方につきましては、本会議で小田島保健福祉部長から答弁差し上げたとおりでございますが、繰り返しになりますが、有識者会議において本県の子供の放射線被曝による健康への影響は極めて小さく、対象者の拡大も含めて追加調査の必要性も低いと評価をいただいたところではございますが、神崎委員から御指摘いただきましたとおり県南部を中心に放射線の健康影響に対する不安というのは必ずしも払拭されておらず、子供の尿中放射性物質のモニタリングを行いまして、そのリスク評価をわかりやすく県民にお示しをしていくというリスクコミュニケーションの観点から調査継続になったと判断したところでございます。

有識者会議においても、前回の132人の対象者について継続的に調査をし、時間経過による変化を含めて前回の調査結果との比較を行うことが県民に対するフォローになるとの御意見もいただいたところであり、また神崎委員から御紹介いただきましたとおり尿中放射性物質の数値が今後どうなっていくのかという経過を知りたいという県民からの御意見などもいただいていることから、前回対象者132人の調査継続について技術的な課題も整理をしながら現在具体の検討を進めているところでございます。

次に、この対象者の方々の食品等との内部被曝との関係でございます。有識者会議におきましては、今回の調査結果を踏まえるとこれまでと同様の食生活を継続しても健康に影響が及ぶとは考えにくい状況です。流通段階で検査が行われている一般的に市販されてい

る食品については特段心配する必要はないと考えられますが、空間線量の高い地域の野生のキノコや山菜を食べる場合は念のため汚染レベルを把握する必要があるとの生活上の留意点を示されたところでございます。

そうしたことから、県としては食生活と尿検査の関連の検査についての必要性は低いのではないかと考えてございます。なお、食生活と内部被曝量との関係についての聞き取り調査を行う場合についても、摂取した食材や量など過去数カ月以上にさかのぼって詳細に把握をしなければ科学的かつ正確な評価を行うことが難しいことから、技術的な課題というのも非常にあるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

次に、甲状腺検査についてでございます。こちらにつきましても、先ほどの本会議におきまして小田島保健福祉部長から御答弁申し上げましたところでございますが、甲状腺検査につきましても有識者会議におきましても放射性ヨウ素による被曝の状況についての測定値がなく、全員不検出という今回の尿検査のみからの評価は困難ではあるものの、放射性セシウムによる内部被曝の調査結果に加えて福島県における複数の調査結果を勘案することで本県の子供の放射性ヨウ素による内部被曝は極めて小さいと推定され、したがって甲状腺超音波検査の必要性はないと考えられるとの結論が示されたところでございます。

こうしたことから、現時点で本県において甲状腺超音波検査等の臨床検査によって発見される放射線に起因する異常は生じていないものと考えており、現在福島県で行われている健康管理調査の結果や放射線の健康影響に関する新たな知見、動向を今後とも注意深く見守りながら、県として対応が必要な場合には速やかに対応できるようにその方策について検討してまいります。

追加の検査でございます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、有識者会議の評価といたしましては今回の結果というのは非常に内部被曝の数値が低くて、健康影響は極めて小さいということから、拡大をしての調査というのは必要ないのではないかと。今回の132人で一定程度の結果というのが出たのではないかと。これは例えば異常に高いお子さんが検出された、もしくは特殊な状況というのがあればまた違った結論が出たのではないかと。思うのですが、そういうことも踏まえて追加、拡大についての科学的な意味での位置づけというのは低いのではないかとという評価をいただいたところでありまして、こうした点につきましてもやはり尊重したいというふうには考えてございます。

また、継続検査につきましても、先ほど御答弁の中で申し上げましたとおり、前と比較して、前回とどういふふうになっているのか、これは対象者が違いますと、これでも評価は可能であります。前回の対象者の方々を対象にこの1年、一定程度期間がたった後にどのような形になったのかということが直接的にわかりやすくお示しをしていくということがやはり一番わかりやすい形で県民に対してお示しできるのではないかと考えておりまして、まずは前回行った対象者の方々の継続という考え方を基本として、今後具体の検討を進めていきたいというふうに考えております。

○神崎浩之委員 最後の部分をもう一度確認するわけですが、甲状腺検査については現時

点ではやる予定はないというようなことだったかなと思います。

それから、尿検査の追加についてなのですけれども、追加、拡大ということで、尊重しながらまずは継続というようにお話だったと思うのですが、その点について追加の部分について大きく要望があるのです。ということで、もう一度この辺をやる予定があるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

それから、継続検査についてなのですけれども、やることを前提に検討していらっしやると、技術的なこととかというふうなお話でありましたけれども、やる予定であるのであれば具体的に例えば夏ぐらいまでとか秋ぐらいまでにやりますとか、そういうもう少し組み立てを教えていただきたいと思います。

なお、今回の継続の検査についての組み立てというのは、内容とか時期とか対象というふうなことについては有識者会議が決めていくのか、それとも担当部局で練っていくのか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 まず、現時点での考え方につきましては、継続については前回対象者の継続検査ということで、基本的には追加をするということでは考えてございません。

なお、これは当然御協力いただかなければならない検査でございますので、これが非常に少ないとか、そういったような場合についてはやはりもう一度検討する必要があるかと思いますが、現時点では前回の対象者についてのみの継続ということで考えているところでございます。

また、今後の見通し等でございます。現在技術的な課題が幾つかあって、例えば3月11日発災からかなり時間を経過してまいりました。内部被曝を評価する場合のどういったシミュレーションと申しますか、モデルを用いて評価すべきなのかといったような点、また具体的には尿を2リットル以上継続して採取をする必要がございますので、夏に非常に汗をかく時期に採取するということがなかなかちょっと御負担をかけるのではないかと。夏暑い時期はちょっと避けたほうがいいのではないかとというようなことなども踏まえまして、一方で調査が遅くなるという形になってはなりませんので、やはり前回調査は12月から2月にかけて行いました。1年以上の間隔というのはあけないような形での実施に向けまして技術的な課題、有識者の方々からさまざまアドバイスをいただきながら、これはやはり調査の継続、つきましてはリスクコミュニケーションの観点ということも多くございますので、我々行政の判断というのも大きいかと思っておりますので、そちらを踏まえて、また一方で技術的な部分の評価については有識者の方々からやはりきちとした科学的な評価、アドバイスもいただく必要がございますので、そういうような形で進めていきたいというふうに考えています。

○神崎浩之委員 具体的に継続に関することが出てきますと、やはり新規、それから追加の要望がまた出されてくると思います。それもあわせて並行して取り組んでいただきたいなと思っております。何人かのドクターにも聞きましたけれども、やはりそういう要望が

出ているというふうなことで、医療機関のほうでもある程度科学的なお答えをしたいというふうなことでしたのであわせてお願いをしておきます。

それから、いわて障がい福祉復興支援センターでありますけれども、新聞、それからチラシも各新聞の折り込みで、うちにも何枚か同じチラシが届いております。これは報道によりますと被災3県で初めてというものなのですが、これはそもそも国のほうの組み立てであったのかということ、それから本年度の予算についてはどの程度なのか、随分お金があるようなチラシでありましたので。それから、内容についてお伺いをしたいと思います。

チラシとかパンフレット等を見ますと、就労支援、障がい者の事業所の経営難の解消みたいなことも書いてあったり、相談とかいろんな内容が書かれてあったのですが、その点について御紹介をお願いしたいと思います。

○千田障がい保健福祉課総括課長 いわて障がい福祉復興支援センターに関する御質問について御回答申し上げます。

まずこの事業は、障がい保健福祉圏域ごとに障がい福祉サービス復興支援拠点を設置した際に交付されます国の障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用して実施しているものでございます。第1の目的としましては、障がい福祉サービス事業所が復興期において安定した経営ができるようにするために県内の各障がい保健福祉圏域に圏域センターを設置しまして、障がい福祉サービス事業所の支援を行い、これを通じて障がい者の支援をしていこうとするものでございます。

国の予算についてでしたけれども、全体としまして平成23年度から本年度にかけて総額で4億1,000万円ほどの予算ということになっております。

それから、事業の内容をもう少し詳細に申し上げますと、これまでの取り組みとしまして4月に各圏域センターを統括しますいわて障がい福祉復興支援センターを盛岡市内に設置いたしました。そして、5月末までに県内の9圏域すべてに圏域センターを設置しております。その後活動を本格化しましたのが6月ぐらいからとなっておりますが、障がい福祉サービス事業所への支援としまして6月末現在で約200カ所の事業所の訪問等々を行っているところでございます。今後は、事業所からの相談に対応していきますとともに、障がい者就労支援事業所の業務受注の確保、あるいは流通経路の再編などに取り組みますとともに、震災による障がい者の諸課題に対応するために応急仮設住宅等にいる障がい者の現状確認、そして必要なサービス提供への支援、そしてさらに今般の震災を踏まえまして障がい者の災害対応マニュアルを見直すという形で新たに策定するということを現在しております。

○神崎浩之委員 大きな予算で大きくスタートしたのかなと思っております。私は、そもそもこういうことというのは県がやるべき仕事であったり、それから市町村がやるべき仕事であったり、また障害者地域生活支援センター等いろいろな支援センターがあるので、そんなことがあって、その中でさらにこういうものができるということは、どのような役割を担っていくのかなというふうに逆に非常に心配しているのです。もともと

やらなければならない方があったわけですので、そういうことに対してまた大きな予算でやっていくわけなのですけれども、もともとやるべき担当者がやらなくなるのではないかなと、そして素人のいわて障がい福祉復興支援センターがそれを負わされるのではないかなというような心配を非常にしているわけであります。

このいわて障がい福祉復興支援センターもいつまで続くのかわからないので、そこもお聞きしたいと思うのですけれども、職員もいろんな施設から寄せ集めたような体制でやっているというようなことで、必ずしも継続した体制でないというようなところを思っております。

それから、震災で被災した障がい者向け事業所の再建ということもあるのですが、9圏域ということであります。私は、その圏域によって内容の違いがあつていいのではないかなと思つているのです。沿岸で被災された事業所、それから事業所と取引関係がある方の受注というようなことは確かにそのとおりでと思うのですけれども、では内陸の圏域センターは何をやるのかというふうなことで、私は二戸圏域なら二戸圏域のやり方、それから盛岡圏域は盛岡圏域のやり方、気仙圏域は気仙圏域のやり方ということで、その圏域に合った仕事の内容であるべきだなというふうに思つているのですが、その辺はどういうふうを考え、御指導しているのかお聞きしたいと思います。例えば両磐圏域の場合は何をやるのかですよね。何回も言いますけれども、一関市には宮城県から避難してきた被災されている障がい者の方もいるわけなのですけれども、津波で事業所が流されたところはありません。そういう場合にはどういうふうにしていくのかということであります。何件か圏域センターから聞き回つているのですが、実態調査をしているとか、地域の社会資源を把握しているとかというような、今までの機関がやっていることをまたやっていると、ダブつてやっているというようなこと、それから何でもできるのだけれども、何をすればいいのかなというような戸惑いもある圏域センターも多くあります。ということなので、専門機関が出来ることはいいのですけれども、それに伴つて薄くなつてしまうというふうなことが私すごく心配していることなのですけれども、それらも含めてこの進め方についてお伺いいたします。

○千田障がい保健福祉課総括課長 まず、最初のほうでいつごろまでやるかというような話がありましたので、その事業の実施期間でございますけれども、県の復興計画の中で平成25年度までまずは位置づけているものでございます。ただ、国の障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業でございますが、これ自体は今年度で終了いたしますので、基金の期間延長や積み増しについて国に要望を行つてございます。

それから、内陸部等で地域の実情に沿つたやり方、いろいろやり方があるのではないかなというお話でございました。基本的にこの事業の進め方としましては、まずその地域地域の障がい者の実態把握も実施させていただきます。障がい者福祉サービスのあり方等としてまず基本的には個別の障がい者のニーズに合わせた必要なサービスを提供する。なければ、どうやったらできるのか開発するといった姿勢が大事でございます、その点の新た

なサービス等をつくることにつきまして、なかなかまだ各圏域でそういうノウハウが十分ではないということがあると考えまして、今度はこの事業には全国から先進的な取り組みをしている方々に、アドバイザーとして10人ほどお願いいたしまして、障がい者の方々のニーズに合ったサービスづくり、それを事業としてちゃんと成り立つような経営感覚でもってきちんと成立させるという、そこまでのノウハウを提供し、これまで以上に地域の障がい福祉サービスの基盤を強化したいというねらいがあるものでございます。

○**神崎浩之委員** ニーズに合わせてサービスを調整するなんていうのはもう何十年もやっているわけです。だから、沿岸部はわかります。内陸部はどうやる。お金があるからといって無駄ないわて障がい福祉復興支援センターにならないように私は監視していきますので、その点気をつけて実施していただきたいという要望を述べて終わります。

○**喜多正敏委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、医療局から花泉地域診療センター等の状況についてほか1件について発言を求められておりますが、花泉診療所に係る対応等につきましては1月の閉会中の委員会以降、当環境福祉委員会において医療局関係職員のほか保健福祉部関係職員の出席のもと説明を受け、質疑を行ってきたところであります。

本日は、今定例会において医療局関係の付託案件の審査がないため、医療局関係職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、これまでの経緯も踏まえ保健福祉部関係職員のほか医療局関係職員を出席させ、説明を受け、質疑を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

執行部職員入れかえのため、若干お待ち願います。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**熊谷経営管理課総括課長** 花泉地域診療センター等の状況について御説明いたします。

お手元に配付してございます資料をごらんいただきたいと思います。まず、花泉地域診療センターのその後の運営状況についてでございます。4月から6月までの間におきます1日当たりの平均患者数は26.3人となっているところでございます。また、救急対応につきましては4月以降延べ12件ございましたが、すべて磐井病院に搬送し、適切に対応しているところでございます。このほか内科医師による訪問診療やエックス線CT装置など病院器械の地元開業医への開放など、徐々にではありますが、地域と連携した取り組みについても再開しているところでございます。

次に、未払いとなっております施設使用料及び医療器械、備品等の納付状況についてでございます。まず、医療法人白光の未払い債務につきましては、賃料301万9,432円、

医療器械、備品の使用料として 330 万 6,494 円、計 632 万 5,926 円について、本年 4 月から平成 27 年 3 月までの 3 年分割払いにより納入いただくこととしておρισまして、6 月までの 3 カ月分について約定どおり支払いがなされているところでございます。

続きまして、社会福祉法人七星会の未払い債務 182 万 9,165 円につきましては、事業を継承した社会福祉法人二桜会が平成 24 年 2 月及び 3 月の事業実施分として納入される介護保険収入を原資として納入いただくこととしてございましたが、こちらにつきましても 5 月 31 日に全額納付されたところでございます。

最後に、花泉地域診療センターの民間移管に関する検証についてでございますが、議会におきます論点などを整理しながら順次検証を進めているところであり、去る 6 月 19 日に学識経験者、医師会、民間病院経験者、弁護士等から成る外部有識者の方々にお集まりいただき、一連の経過を御説明するとともに、この検証の方向性等について御議論いただいたところでございます。今後におきましても、この外部有識者から御意見をちょうだいする機会も設けながら検証を進め、今年度前半を目途に検証内容を固めてまいりたいと考えております。

続きまして、大東病院の整備に向けた今後の取り組みにつきまして御説明いたします。まず、5 月 15 日に開催いたしました大東病院の今後のあり方についての意見交換会の概要について説明いたします。この意見交換会は、東日本大震災津波の影響により本館部分が使用不能となり、入院機能を休止しております大東病院整備の検討に当たりまして、大東病院を利用している方々の生の声をお伺いしたいと考え開催したものであり、岩手県立大東病院早期復旧対策委員会の役員の方々を初め、地域住民の方々約 170 人の御参加をいただいたところでございます。

意見交換会の冒頭、病院の被災後の状況、現在の診療体制、病院の再建に向けた今後のスケジュールのほか、1 月 12 日に開催した大東地域における今後の地域医療に関する意見交換会でちょうだいいたしました地域の医療関係者の専門的見地からの御意見——これは 2 月 10 日の両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会においても議論されまして、了承されたものでございますが、大東病院には一定程度の病床が必要であること、大東病院におけるリハビリテーション機能は千厩病院に移管、集約することが妥当であること、訪問診療など在宅医療の充実及び医療と介護のより一層の連携強化を図る必要があることの 3 点につきまして説明した後、地域の方々から御意見をちょうだいいたしました。

その主な内容といたしまして、病院の早期復旧に関しましては、震災により被災したものであり、入院施設を含めて早期に復旧するのが基本、千厩病院に入院しているが、付き添いなどを含めて負担が大きいことから、早期に復旧してほしいといった御意見、リハビリテーション機能に関しましては、地域の医療関係者の意見としてリハビリテーション機能が千厩病院に集約化されているが、地域住民の声が反映されていない。大東病院は、地域におけるリハビリテーション機能を担うと位置づけられていることから、リハビリテーション機能は充実すべき。それから、大東病院のプールに関しましては、疾病予防、健康

維持のためにプールは大きな役割を果たしており、早期に復旧してほしい。保健予防としてのプールのあり方については、一関市の対応を含めて検討を行う必要があるなどの御意見をちょうだいしたところでございます。

次に、大東病院の今後の整備に向けた取組等についてでございますが、現在両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会や、先ほど御説明いたしました大東病院の今後のあり方についての意見交換会等でお出されました御意見を踏まえつつ、大東病院の整備に向けた規模、機能などの具体的な検討を行うとともに、地元一関市との協議を進めているところでございます。

今後も地域の方々や関係機関からの御意見を伺う機会を設けながら、今年度前半を目途に大東病院の整備方針を決定したいと考えてございまして、平成25年度内の工事着工に向けて実施設計に着手するなど取り組みを進めてまいります。以上で説明を終わります。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○及川幸子委員 意見交換会という名目ですので、1の(1)、(2)、(3)にある意見が出た際に、どういうふうにお答えしたのかお聞きしたいと思います。

○熊谷経営管理課総括課長 まず、病院の早期復旧の関係でございますが、この場が率直に大東病院を御利用いただいている方々の御意見を伺いたいという趣旨で開催いたしましたので、まず目的はそこでございますが、病院の復旧の関係につきましてはいただいた御意見を踏まえて今後一関市、関係機関とも協議をしながら、先ほど申しましたとおり今年度前半を目途に整備の基本方向について検討していきたいという旨を回答したところでございます。

それから、リハビリテーション機能につきましては、医療資源が限られているというようなところ、それから圏域全体の役割分担など医療専門家の意見を踏まえながら一関市、保健福祉部等と連携しながら協議してまいりたいというお答えをしたところでございます。

それから、プールに関しましては、大東病院でプールを利用いたしましてスポーツリハビリテーションなどを行っていた経緯はございますが、現在は高齢者を対象としたものが中心になっている。県立病院にプールがあるのは大東病院だけでございますので、疾病予防や健康予防のためには市町村が整備したプールや学校のプールを開放するなどして利用していいのではないかと。病院に附属したプールでなければならないということはないのではないかとというようなところをお話し申し上げたところでございます。

○及川幸子委員 大東病院のリハビリテーションには行って見たことがあるのですが、必要とされている患者さん方にとって、やはり千厩病院に集約するというのは多分難しいと思います。ですから、リハビリテーション機能なんていうのは各病院になれば絶対利便性が失われていくのかと思いますので、この辺のところはやはり注視していかなければいけないと思いますが、いかがですか。

○熊谷経営管理課総括課長 医療専門家の方々のほうからは、リハビリテーション機能を千厩病院に集約すべきという御意見をちょうだいしているところでございますが、その理

由といたしましてはリハビリテーションを必要とする患者は合併症を抱えている場合が多いため、総合的診療機能と高度な医療機器を有している千厩病院に移管、集約するのがベストなのだという御意見もちょうだいしてございます。

子どもといたしましては、そういった専門家の御意見、それから地域住民の方々の御意見、要望、それらを総合的に勘案いたしまして、どうあるべきかを今後方向性を出していきたいというふうに考えてございます。

○及川幸子委員 そのときもこのぐらいはお答えになりましたね。質問があって、その程度は答えたのですよね。最初に答えたぐらいしか答えないのではダメだと思いますが、医療専門家の方々から言われてこうだということを最後まで答えましたか。

○熊谷経営管理課総括課長 意見交換会の冒頭に、先ほど御説明申し上げましたが、医療専門家の御意見というのを冒頭説明いたしました。それを受けてリハビリテーションは必要だという住民の方々からの御意見もちょうだいしてございまして、そういった御意見、それから医療関係者の方々の御意見を総合的に勘案して今後方向性を決めていきたいという旨を回答しているところでございます。

○神崎浩之委員 花泉地域診療センターについて三つ質問いたします。

一つ目は、1の(1)、患者への対応なのですが、診療科ごとの人数をわかれば教えていただきたいと思っております。内科のみではなかったとされているのですが。

それから、あとは磐井病院との連携はどうなっているのかということで、私も磐井病院と連携がとれるよというふうなことで地元を説得した経緯があるのですが、例えば花泉地域診療センターで紹介とか搬送とか、そういう実績があるのかどうかを聞きたいと思っております。

それから、(2)の施設開放というのは、これすごくいいことだと思って今見させていただきました。地域にレントゲンとかCTとか、そういうものを地域の医療機関へ開放したとのメリットだなというふうに見させていただきました。

2番目は、2の(2)、社会福祉法人七星会の未払い債務ということで全額納付されたということであります。これは医療局に対してであります。七星会からの債務は二桜会で引き継いだという前の説明だったと思うのですが、これに対してやはり19床の特別養護老人ホームというのは経営的に厳しいということで、受け取った二桜会は今大変でないかなと思っております。これは医療局というよりは保健福祉部のほうだと思っておりますけれども、そういうことに対して二桜会に経営相談的なことをやられたのか、それからそういうふうなアドバイス、助言等も行っていく体制はできているのかについて、二つ目の質問であります。

それから、三つ目なのですが、3の最後のポツなのですが、今年度前半を目途に検証の内容を固めていきたいということでありました。これは3月の本会議において、検証して早く議会に報告しろよというふうな中で終わっていたと思っております。今後議会に対してこの検証というのをいつごろ、どういう形で実施していくのか、はっきり答えていただきたい

と思います。以上です。

○熊谷経営管理課総括課長 まず、1点目の御質問の診療科別の患者数ということでございます。花泉地域診療センターのほうでは内科と外科という常勤医2名体制でございますが、実際のところ、先生はお二人いらっしゃるのですが、内科、外科の区別なく診療を行っているいらっしゃるということで、花泉地域診療センター側のほうで科別のデータというのはとっていないということがございまして、その数字については押さえていないところでございます。

それから、磐井病院との連携ということでございます。診療応援でございますが、6月30日現在でございますが、13回ほど磐井病院のほうから診療応援がございます。それから、そのほかに千厩病院のほうからも11回行っております。それから、紹介実績でございますが、これはすべて花泉地域診療センターから磐井病院にということでございますが、これも6月30日現在で14件ほどとなっております。それから、そのほかに胆沢病院ほかその他の医療機関で11件という状況でございます。

それから、検証の議会への報告ということでございます。今後も複数回委員会を開催いたしまして、いろいろ御意見をちょうだいしながら検証内容を掲げていきたいと思っておりますが、中間報告的な形になるかどうか今後の検討になりますけれども、8月ごろには何らかの形で議会のほうに一度御説明を申し上げたいというふうに考えてございます。

○岡村地域福祉課総括課長 社会福祉法人二桜会に対する財政的な支援の体制、あるいは助言等をこれまでの経緯の中で出されてきたかというお尋ねでございますけれども、その一つはこれまでもちょっと御答弁申し上げた経緯はあるのですが、法人の運営ということで地域福祉課の御答弁を申し上げます。

全体として二桜会のほうでは七星会のほうから4月1日付で債権債務を継承いたしまして、前にも申し上げました固定資産の部分につきましては花泉地域診療センターを改修したいろんな設備、備品類、そういうこともあるのですが、固定資産として1億2,000万円ほど継承しております。流動資産でも1,900万円、これは先ほど医療局のほうから説明がありました2月、3月分の介護報酬の未収の分等も継承して、それらを含めて賃貸料の滞納分なんかも清算した形となっているのですが、それらに合わせた負債のほうですけれども、流動負債については1,300万円ほどございます。余り細かいことは申し上げられないのですが、固定負債につきましては4,200万円ほど、これは施設整備の際に民間金融機関等から融資を受けたものを継承してございますが、これらにつきましては医療局への運用分も含めて市中金融機関への債務につきましても一括返済されております。これらそういう意味で言いますと継承したものは差し引きの純資産で言いますと、負債を引いて8,000万円ほどが資産として継承されております。あとは二桜会自体も内部留保等は一定の額を持っておったので、一括返済等可能でございますし、それから小規模特別養護老人ホームの運営がなかなか大変ではないかと、大規模な施設に比べて収支上小規模だということでの運営の難しさはあるかと思うのですが、一般に小規模特別養護老人ホームだけを運営し

ている社会福祉法人であっても、初年度等は赤字ということは当然出るのですが、2年目、3年目、一定期間経過して例えば現在は入所者が満床ですけれども、そういう状況であれば収支上問題はないのではないかと考えます。もともと通常の法人であれば施設整備について自己資金あるいは融資で介護報酬から返済してくるのですが、二桜会が結成した社会福祉法人については、負債が少なく、かつもう返済済みであり、今後については大きな経営上の問題は生じないのではないかとというふうに考えておるところであります。もちろん相談があれば適切な助言も対応できればというふうに思います。

○飯澤匡委員 それでは、県立大東病院の整備について関連してお伺いします。

実は、東磐井全体の地域医療のあり方というものが前提になって、そして今回大きな津波被害、地震被害があった中で大東病院をどう再建するか、二次医療圏の中で地域医療をどうやって確保して、先ほどの説明の中にあつた限りある医療資源をどういうふうに密接に結びつけていくかと、これがやはり将来を見通した場合の大東病院のあり方というものの結論が導き出されるのだらうと私は思っています。

そこでちょっと懸念するのは、今まで東磐井の地域医療の担い手をリードしてきた千厩病院の伊藤院長先生が今回転勤なさったと。それから、伊藤先生の考え方に協力を申し上げ、二次医療圏全体は非常にいいムードでやってきたわけですが、基幹病院である磐井病院の院長先生も今度かわったと。大きな変更はないにしても、やはりどうもこういう地域ごとの二次医療圏に落とし込んだ医療政策にはそういう主要なドクターの考え方というのが大きく反映されてきていたのは、この10年間見てきてそう思っていますので、今後そういう密接なあり方については、前回も大東病院の説明会には一関市の齋藤保健福祉部長もおいでになってその問題点を共有したと思うのですが、大事なのは、ここの点だと思うのです。そこで医療局が単体で出てきて整備等を行って来ると、地域住民というのはなかなかそこまで理解しませんから、どうやって地域医療を確保していくかという観点に立てば、その大前提たるものがやっぱり今後必要ではないかと思えます。それについて所感があれば、小田島保健福祉部長にもお伺いしたいと思えます。

それからもう一つ、プールの件についてちょっとまずかったなと思うのは、私が報告を受けているのは、ニュアンスもあると思うのですが、プールは大東病院にしかない、でもプールをつくった医療局は県南のリハビリテーションセンターの中心として必要不可欠だという医療政策の判断のもとに当時つくったわけですので、ほかのプールを利用したらいいのではないかと、そういう話ではないのです。あるものを奪われるというのは地域住民にとって、特に市町村合併以来大東町の大原地区というのは、役場はなくなる、人口は減る、すべて奪い取られる、そういう非常に気持ち的にも沈んでいる状態の中で、やはりそこら辺をよくしんしゃくした上で今後プールについてはいろんな難しい部分もあるかと思うのですが、私としては全部原状に復旧したいと、希望はもちろんそういうつもりでこれからもやっていきたいと思うのですが、この資料に書いてあるのを見ると、次はもう一回住民の方々から意見を伺う機会を設けるといように書かれていますので、次は、プー

ルの部分を含めて、ある程度の青写真、たたき台みたいなのは出さないと、地域住民の方々も比較検討する材料がないかと思うのですが、次回の意見聴取会と申しますか、意見交換会、その仕方についてどういう姿勢で臨まれるのかお伺いしたいと思います。その2点です。

○遠藤医療局長 まず、1点目の東磐井エリアにおける医療体制、救急体制についての委員のお考えにつきましては私も同じ考えで思っております。単に県立病院、大東病院をどうするかという議論ではなくて、東磐井エリア全体の中でどういう役割分担、提携体制をつくりながらやっていくか、そうした中で大東病院の位置づけなりそういったものを考えていくというのは全く同じ考えでございます。

それから、人事のお話もございましたけれども、後任の院長先生も立派な先生でございますし、藤沢病院との連携等についても全く心配しておりませんので、人がかわったからそこに何かしきしみが出るということは全くないというふうに考えています。

それから、プールの関係でございます。県立病院以外にプールがあるかないかというお話は、これは全体の話の流れの中で私が発言したことでございます。趣旨といたしましては、現在使われているプールの実態というのがほとんど医療目的では使われておりません。通常の市営プールと同じような形の使われ方をしているということからすると、医療施設としてそのプールが真に必要なのかどうかというところの問題提起でございます。

ほかに文脈の流れの中で、ほかのところはどうしているのでしょうかねという趣旨の発言をいたしました。それは旧東山町なり、あるいは市に合併する以前のところはどのような形でやっていたという、当然そういった施設というのは各市町村で持っているところもありますし、つまり今の使われ方というのはそういった市営プールなり、あるいは町営プールなり、そことほとんど変わらない使い方をしているという実態を踏まえた上で、一つの問題、課題提起としてそういう発言をさせていただきました。

最初の意見交換会でしたので、余りそれより突っ込んだ言い回しはちょっと控えさせていただきますけれども、ただ地域の方々がプールを使うことによってリハビリテーションという言い方をしておりましたけれども、厳密に申し上げますとそれは健康増進だろうというふうに私は考えています。その辺のリハビリテーションの考え方とかそういったところをもう一度次回のときには少し意見交換させていただきたい。もう少しかみ砕いて丁寧な説明して、その辺は対応させていただきたいというふうに考えております。

○小田島保健福祉部長 大東病院の機能のあり方、千厩病院との機能分担等について、これは遠藤医療局長からも御答弁申し上げましたけれども、県立病院における医療提供体制をどうするかということのみならず、その位置づけ、両磐保健医療圏における大東病院、あるいは千厩病院、磐井病院との連携、それから民間のプライマリーケアを担う医療機関との連携、そういうふうな役割分担の中でどういうふうな機能を果たすべきかということをはきちと位置づけていかなければならないというふうに考えておまして、当然のことながらこの中心となりますのは、医療局で設置している検討組織でありますけれども、そ

の前提となりますさまざまな例えば資料の下の2の(1)に書いてございますような地域住民との懇談会の場、あるいは圏域での医療提供体制を議論する場、そういうところでの議論を踏まえまして最終的にどういうふうな形をつくっていくのかということについて医療局で判断する形になるかと考えてございます。

○飯澤匡委員　ここ数年来と申しますか、私の一関地域においても病院を守っていくと、地域医療についても前向きに考えていただける方々がおのおのの分野で活動しております、これは大変すばらしいことだと思っております。

そこで、前も提案したのですけれども、地域医療を守るさまざまな懇談会を通じていろんな活動が起きています。しかし、さきほど言ったいろんな連携の姿がやはり地域住民にはなかなかわかりづらい。その地域医療を守る懇談会だけではなくて、かつて磐井病院であれ大東病院であれ千厩病院であれ、千厩病院は自主的に地域の方々と懇談を通じてどのような病院をつくりたい、どのような病院を目指しているというようなこともかなり深く意見交換なさって、それだけで地域住民はかなり安心をしている部分というのはあると思うのです。磐井病院の地域懇談会についてはこの間も指摘しましたが、しばらく開催されていないのではないかと思います。やはり圏域全体でその意識を共有するという意味においても、医療局も後押しをして、しっかりとそこは地域住民との共通理解を図る、そういう努力をしていただきたいと思います。これは大東病院もしかり。それが地域医療を守る、そして病院単体でもいろんなこういう窮状がありますよ、大変苦しいのですと、そしてやっぱりお互いに意見交換しながらやれる範囲の中で助け合うと、これは実践段階に移る非常に大事なプロセスだと思いますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思っております。それについていかがでしょうか。

○熊谷経営管理課総括課長　各病院ごとに地域懇談会、それから基幹病院につきましては広域の市町村、それから関係団体で構成する運営協議会というものを組織してございます。震災等がございまして、その運営協議会の開催については休止していたところがございますが、本年の5月にこちらにつきましては地域との懇談を十分に行ってほしいという趣旨で再開をお願いいたしまして、各病院に通知しているところでございます。

○遠藤医療局長　ちょっと補足いたしますと、岩手県立病院等の新しい経営計画が平成21年度から始まりまして、県立病院の置かれている状況、無床化とかいろいろ地域に御心配をおかけした経緯もございます。確かに飯澤委員御指摘のとおり、やはり地域の方々ともう少しコミュニケーションをとらないとだめだというのは私も感じておまして、この間大東病院へ参った際も何となく私ども医療局に対する不信感みたいなものを結構感じまして、別に悪くしようとかそういう発想は全くないので、今ある限られた医療資源の中でどうやって地域医療を確保していったらいいのか、これは病院現場の先生方も同じ考えでございますので、そういった考え方を地域の皆さんと共有するような場というのはいろいろ設けていかないと、変に誤解を招いたりすることになろうかなというふうに考えておまして、これは前に及川委員のほうからも県立病院のそういった意見を聞くような場が最近

ないよという指摘も受けておりましたので、運営協議会、それから病院単位でやっている地域懇談会ですとか、そういったのを開催しまして、今後地域の方々とのコミュニケーションを図るような形で取り組んでまいりたいと思っています。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終了いたします。

保健福祉部及び医療局関係職員の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談があります。そのままお待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月に予定しております閉会中の委員会について、今回継続審査となりました請願陳情5件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手県における2009年（平成21年）の二酸化炭素排出量について及び岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更についてとしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会であります。今回継続審査となりました請願陳情が次回8月の委員会においても継続審査とされた場合は、当該請願陳情及び所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手県立療育センターについてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議はないようなので、さよう決定いたします。なお、詳細については当職に一任願います。追って、継続審査及び調査と決定いたしました各案件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成24年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議がないようなので、さよう決定いたします。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。追って通知しますので、御参加願います。

この際、先ほど採択されました請願陳情受理番号第32号にかかわります意見書案及び要

望書案の調整のため暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

○岩淵誠委員 ちょっと済みません、1点だけ。この法務大臣というところですが、これはどこにひっかかっていたか。

○飯澤匡委員 ああ、これ違う、法規制……。

○関根敏伸委員 当初法規制も予定していたからね、法務大臣を入れたのだけれどもね。

○喜多正敏委員長 それでは、法務大臣の欄を削除ということで修正をいたしまして、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言等の整理等については当職に御一任願います。

次に、要望書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔要望書案配付〕

○喜多正敏委員長 ただいまお手元に配付いたしました要望書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。要望書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、要望書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。